

## 特区提案に対してこれまで認められた規制緩和項目

- \* この資料は第1次から第4次特区提案に対して、特区として(別表1)あるいは全国的に(別表2)実施することになった規制緩和項目を掲げたものである。
- \* 別表2については、その後、総合規制改革会議が実施状況をフォローアップしているので、その検討結果もあわせて掲載した。

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁	提案	分類
101	海岸地域における地方公共団体と都道府県警察が協議して定めた計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	一般交通の用に供する特殊な海岸地域（一般的な自動車が無理なく通行可能な砂浜等）において都道府県警察が市町村等と協議して定めた計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。	警察庁	第2次提案	都市
102	市街地における地方公共団体と都道府県警察等が協議して定めたまちづくりの計画に基づく交通規制の実施	道路交通法第4条	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。	警察庁	第2次提案	都市
103	ロボットの歩道における歩行実験のための道路使用の容認	道路交通法第77条第1項	特区内の実道における歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化するため、都道府県公安委員会規則の所要の改正を行うよう都道府県警察に通達を発出する。	警察庁	第2次提案	都市
201	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（技術移転事業者）	人事院規則（14-17）	国立大学教員等が技術移転事業者（TLO）の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ技術移転事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、	人事院	第1次提案	研究
202	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認（研究成果活用企業）	人事院規則（14-18）	国立大学教員等がベンチャー企業等の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を認めることについて、人事院としては、特区における当該役員兼業について国民の理解と納得が得られる特別の公益性が明確に認められること及び給与の減額が行われることを前提として、職務専念義務について、勤務時間内の兼業によらなければ研究成果活用事業が行えない事情が認められること、教育研究活動等の大学の運営に支障がないと認められること等の条件設定を検討し整えた上で、特区	人事院	第1次提案	研究
203	国立大学教員等の民間企業との勤務時間内兼業の容認（株式会社等の監査役兼業）	人事院規則（14-19）	国立大学教員等の監査役兼業について、給与の減額が行われることを前提として、勤務時間内の兼業によらなければ監査役兼業が行えない事情が認められ、公務の運営に支障が生じない等の場合においては、職務専念義務を免除し、勤務時間内における兼業を可能とする。	人事院	第2次提案	研究
301	銀行法第12条の趣旨（＝銀行の業務範囲に一定の制限を課して、預金者の資産や取引の安全を害する事態を回避すること）等を踏まえた上で、特区内での銀行店舗等営業用不動産の有効活用の申請について、優先	銀行法第12条	法律上の手当てが不要であること。	金融庁	第1次提案	都市
401	住民票の写しの自動交付機の設置基準の緩和	請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について（H2.6.19 自治省行	個人情報やセキュリティに配慮すること。	総務省	第1次提案	自治

402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置基準の緩和	印鑑登録者識別カードによる請求に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について（H5. 12. 20 自治省行政局振興課長	個人情報やセキュリティに配慮すること。	総務省	第1次提案	自治
403	土地開発公社の保有地の賃貸の容認	公有地の拡大の推進に関する法律第17条	業務範囲の拡大が構造改革特区の趣旨、目的に合致し、特例措置を講ずる地域を限定する合理性が認められ、公社の経営の健全性を確保することが可能であること。	総務省	第1次提案	自治
404	地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供する場合における事業許可の届出化と卸電気通信役務契約届出の	電気通信事業法第9条、第39条の5	電気通信事業法第41条の技術基準適合義務等を維持すること。	総務省	第1次提案	産業
405	無線LAN等の出力の基準の緩和（5GHz帯無線アクセ	電波法第4条無線設備規則第41条の21	空中線利得によって出力を増大させるものとし、かつ、既存の固定局に混信を与えないこと。	総務省	第1次提案	産業
406	無線アクセスシステムを電気通信事業者以外にも個別に免許を付与	電波法第7条電波法施行規則第6条無線設備規則第7条周波数割当計画（平成12年郵政省	当該地域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えないことを条件として、個別のケースに応じて免許する。	総務省	第1次提案	産業
407	農家民宿における消防用設備等に係る消防令の規定に対する柔軟な対応（通知の	消防法17条	現行制度と同等の安全性が確保されること。	総務省（消防庁）	第1次提案	農業
408	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し①施設地区の基準の緩和②特定通路の幅員の緩和③通路の配置及び形状の基準の緩和	①石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 第10条②石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 第11条③石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施	①代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の施設地区の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。②代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の特定道路の幅員によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。③代替措置について個々の事業所のレイアウト状況等を踏まえ総合的な安全性が検証され、現行の通路の配置及び形状の基準によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。	総務省（消防庁）経済産業省	第1次提案	産業
409	地方公務員の臨時的任用期間の延長	地方公務員法第22条第2項から第5項	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新が認められているが、特区において、その任用期間の延長について、必要な範囲内	総務省	第2次提案	自治
410	ロケット打上げ射場における衛星機能確認のための無線通信の免許手続の簡素化	電波法関係審査基準	ロケット打上げ射場における国内衛星の打上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を	総務省	第2次提案	産業

501	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大（「研究」資格での「投資・経営」活動の活性化等）	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、別表第1、別表第1の2、別表第1の3、別表第1の4	特区内の研究機関において研究業務に従事するため入国する外国人について「特定活動」の在留資格を付与できることとし、この場合の活動範囲は特区内における研究活動及び特区内の事業を運営する活動とする。ただし、地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書交付申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする。	法務省	第1次提案	研究
502	外国人の在留期間（3年又は1年）の延長（外国人研究者の在留期間の延長等）	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、	501の場合、在留期間については当該活動を継続している限りにおいて5年を上限とする特例措置を講ずる。	法務省	第1次提案	研究
503	外国人の在留資格要件（審査基準）の緩和 ・「研究」資格：修士又は3年以上の研究 従事、もしくは10年以上の実務経験の緩和 ・「投資・経営」資格：外国人の会社設立制	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	501の場合、「研究」及び「投資・経営」の在留資格に係る基準は適用されない。	法務省	第1次提案	研究
504	構造改革特区に係る外国人からの入国、在留諸申請の優先処理	出入国管理及び難民認定法第7条の2、第20条、第21条 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2 別表第三、第20条、第21		法務省	第1次提案	産業
505	永住権取得要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第22条	永住権取得の許可要件について、運用上必要としている滞在期間を短縮する措置をとる。	法務省	第1次提案	産業
506	「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件(平成2	研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流、受入れ団体及び受入れ企業の特定、当該団体及び企業における適正な研修の実施の実績、当該地域の雇用状況への配慮、研修生の帰国後の就業状況の確認等を前提に、受入れ人数枠を拡大する特例措置を講ずる。	法務省	第2次提案	産業
507	外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ（3年→5年）	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	特区内の事業所において、3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合し、地方公共団体が当該外国人の活動を行う事業所を特定する場合に、「特定活動」の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間の上限について、現行の3年から5年とする。	法務省	第2次提案	産業

508	夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項	夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には、専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこととし、現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。	法務省	第2次提案	研究
509	外国企業の職員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項、別表第1の2の表の企業内転勤の外務省設置法	外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内	法務省	第3次提案	産業
601	短期滞在査証の発給手続の簡素化	外務省設置法	島嶼を訪問する韓国等の近隣諸国からの観光客、修学旅行生等について、短期滞在査証の発給において必要とされる提出書類を削減する。	外務省	第2次提案	都市
602	数次短期滞在査証の発給要件の特例	外務省設置法	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経向が必要であることを、公共性の強いプロジェクトに関する査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経向を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	外務省	第2次提案	産業
701	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	関税法第98条第1項、第100条第4号税関関係手数料令第6条第1項	たとえコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。	財務省	第1次提案	産業
702	通関業務の24時間・365日化への対応	運用（関税法第98条関連）	たとえばコンテナヤードゲートのフルオープン化に向けた取組みなど民間側の対応が進展し、税関の執務時間外における輸出入通関等の手続を求める具体的な要請が恒常的にあること。	財務省	第1次提案	産業
703	総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体を民間事業者等に開放	関税法施行令第51条の11第2号	許可を受けようとする地域全体を適切に管理又は運営できる法人であること等の要件を充足すること。	財務省	第1次提案	産業
704	国立大学の施設、敷地等の民間事業者による使用の際の手続の簡素化（財務大臣協議を財務大臣通知へ変	国有財産法施行令第11条第12号、第13条第1項、第14条	国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。	財務省	第1次提案	研究
705	国立大学の施設、敷地等を民間事業者で使用許可する基準の緩和	国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号）（文部科学省所管国有財産取扱規程平成13年1月6日文部科学	文部科学省の判断を踏まえ、国立大学の施設、敷地等の用途又は目的を妨げないこと。	財務省	第1次提案	研究
706	保税蔵置場の許可に係る距離基準の特例	関税法基本通達43-1(2)	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、交通施設の整備の状況からみて国際物流の増進が図られると認められる場合においては、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。	財務省	第2次提案	産業
707	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第7条第2項	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」（濁酒）を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。	財務省	第2次提案	農業

801	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の	学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準	学校教育の安定性・継続性を確保するための措置が講じられていること。	文部科学省	第1次提案	教育
802	研究開発学校制度の下に新設する「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育等、学校種間のカリキュラムの円滑な連携、教育課程の弾力化、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化	（学校教育法施行規則第26条の2）※本条項に基づき研究開発学校制度の下に「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」を新設	憲法、教育基本法等に基づく学校教育の取組みとして適切なものとする。	文部科学省	第1次提案	教育
803	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力	学校教育法施行規則第24条、24条の2、25条	不登校児童生徒のみを対象とすること、不登校児童生徒に対して教育上の適切な配慮がなされていること。	文部科学省	第1次提案	教育
804	他の高等学校や中等教育学校の後期過程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限の緩	学校教育法施行規則第63の5	高等学校の主体性を維持するため、単位認定に当たってのガイドラインをあらかじめ定めておくこと。	文部科学省	第1次提案	教育
805	引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として、IT等を活用した学習活動の可能化	運用	特区内部に居住する引きこもり状態にある児童生徒のみを対象とすること。通学すべき学校への復帰を前提とすること。対象とする児童生徒の基準を予め定めておくとともに、対面による指導等が適切に行われること。（なお、自治体からの具体的な提案の内容によっては、「802」又は「803」の特例措置を適用。）	文部科学省	第1次提案	教育
806	幼稚園入園年齢制限の「満三歳に達する年度」への緩	学校教育法第80条	必要な条例を定めること。	文部科学省	第1次提案	教育
807	幼稚園と保育所を一体的に運用する場合において、幼稚園児と保育所児等と一緒に教育・保育活動を行う（幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とす	幼稚園設置基準	財政支援が重複しないよう適切な処置を講ずること。	文部科学省	第1次提案	教育
808	教育職員検定の合格決定手続きにおいて、都道府県教育委員会が機動的に学識経験者の意見聴取を行うことにより、免許状授与までに要する期間を短縮	運用	市町村で採用する教員に係る特別免許状の授与であること。	文部科学省	第1次提案	教育
809	市町村の提案があった場合における都道府県教育委員会の教員免許状の授与手続きの運用による簡素化	運用	市町村で採用する教員に係る免許状の授与であること。	文部科学省	第1次提案	教育

810	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化	市町村立学校職員給与負担法第1条、第2条	特区において、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で特に必要が認められる場合に当該市町村が教職員の給与を負担し任用すること。	文部科学省	第1次提案	教育
811	校地面積基準を校舎面積と連動しない形で定める等全国規模の基準の緩和を超えた大学設置の際の校地面積基準の緩和	大学設置基準第37条、附則	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。	文部科学省	第1次提案	教育
812	大学院の校地・校舎面積に関する基準の緩和	大学院大学の審査基準について	学生が充実した学習を行うことができるとともに、安定的な大学経営が確保されること。	文部科学省	第1次提案	教育
813	国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大（国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合につい	研究交流促進法第11条第1項	○地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。○試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。	文部科学省	第1次提案	研究
814	国立大学等の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大（国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉	研究交流促進法第11条第2項	○地方公共団体が設定する構造改革特別区域内に当該地域における特定の研究分野に関して中核となる国の試験研究機関が所在し、その周辺に当該分野に関連する研究を行う国以外の者の試験研究施設の相当程度の集積が見込まれること。○試験研究の中核となる国の機関において、特定の研究分野に関する国以外の者との研究交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の促進を図ることが当該研究分野の研究の効率的推進に相当程度寄与すること。	文部科学省	第1次提案	研究
815	国立大学等の試験研究施設、敷地の民間企業による廉価使用の際の各省各庁の長の認定に係る手続の緩和	研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1、4項	各省各庁に対する事後的な報告を行うこと。	文部科学省	第1次提案	研究

816	株式会社による学校設置の容認	学校教育法第2条	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	文部科学省	第2次提案	教育
817	不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置の容認	学校教育法第2条	地方公共団体が不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	文部科学省	第2次提案	教育
818	不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法施行規則第57条、第57条の2	教育上適切な配慮がなされている場合には、不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を可能とする。	文部科学省	第2次提案	教育
819	上学年の教科書を下学年の児童生徒に給与できる特例	平成15年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について（平成15年1月22日）	構造改革特区研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。	文部科学省	第2次提案	教育
820	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校、幼稚	私立学校法第25条私立学校法の施行について（昭和25年3月14日文管庶第66号文部事務次官通達）	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。	文部科学省	第2次提案	教育
821	学校法人の校地・校舎の自己所有を要しない学校設置の容認（大学、大学院、高等専門学校）	私立学校法第25条学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準（昭和50年3月文部省告示第32	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とする。	文部科学省	第2次提案	教育
822	公立学校の民間への包括的な管理・運営委託の容認	学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条	公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ず	文部科学省	第3次提案	教育
823	幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）	共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。（1）幼児（幼稚園児・保育所児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること（2）幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例（幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例）の認定を受けること（3）職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること（4）合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること（5）当該保育室は合同活動を行う幼	文部科学省 厚生労働省	第3次提案	教育
824	外国留学時の認定可能単位数の拡大	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の2第2	外国の高等学校への留学時における認定単位数の上限について、現行では30単位としているが、36単位まで拡大する。	文部科学省	第3次提案	教育



825	NPO 法人が不登校児童生徒等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化	小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第5条、第6条、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第5条、第	NPO 法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とする。	文部科学省	第3次提案	教育
826	高等学校全日制課程における不登校状態にある生徒に対する通信制課程の教育課程の特例の適用	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の2 高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）第1章第8款	高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程で行なわれているラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行なう学習方法を適用できることとする。	文部科学省	第3次提案	教育
827	就学時健康診断の実施期限の延長	学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）第1条	現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないように留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。	文部科学省	第3次提案	教育
828	大学設置基準の緩和（運動場設置の弾力化）	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条	運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化	文部科学省	第3次提案	教育
829	大学設置基準の緩和（空地確保の弾力化）	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条	空地については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、校舎内に適切なスペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における空地に係る要件を弾力化する。	文部科学省	第3次提案	教育
830	特別免許状の授与権者として市町村教育委員会の追加	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第6項	市町村において、地域の特性に応じた教育を行う必要等がある場合、当該市町村が給与等を負担しその教育委員会が任命しようとする教員や、市町村の特区において学校の設置主体となった株式会社やNPO法人が雇用しようとする教員（市町村が設置認可する学校の教員）に、特別免許状の授与が必要と認めるとき、当該教育委員会も授与権者となることを可能とす	文部科学省	第4次提案	教育
831	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例	幼稚園設置基準	既存の幼稚園・保育所の施設の一部を転用する等により、保育室の共用化の特例を適用した合同活動の実施がしやすくなるよう、823・921の特例の認定を受けて幼稚園と保育所の保育室を共用化する場合であって、教育・保育の実施上支障がない場合においては、幼稚園の園舎面積の算定方	文部科学省	第4次提案	教育
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学・大学院に係る設置基準の緩和	大学設置基準第36条第1項から第3項まで及び第6項大学通信教育設置基準第10条第2項	インターネット等のみを利用することで面接授業によらずに授業を行う通信制の大学・大学院について、教育及び研究に支障がないと認められる範囲で校舎等施設に関する特例を設ける。	文部科学省	第4次提案	教育
901	社会保険労務士の業務に、労働契約の締結、変更及び解除の代理の業務を追加	労働基準法第6条社会保険労務士法第2条	社会保険労務士、求職者及び労働者並びに代理の相手方である事業主のいずれもが、特区内に係るものである場合に限ることとするほか、一定の基準に該当する社会保険労務士を、代理の業務を行うことができる者として認定すること等を規定する方向で検討中。	厚生労働省	第1次提案	その他
902	島嶼部の市町村の公共職業安定所への取次ぎ業務の実施の可能化	職業安定法第11条第1項	厚生労働大臣が作成する特例の対象となる島嶼部の基準に適合すること。	厚生労働省	第1次提案	自治

903	公共職業安定所と民間職業紹介機関が求職情報及び求人情報を共有化するための守秘義務規定の解釈の明確	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2	地方公共団体の提供する施設内において、公共職業安定所と民間職業紹介機関が同一の場所で共同して職業紹介サービスを行うこと。	厚生労働省	第1次提案	産業
904	キャリア形成促進助成金の申請の事業主以外による代行の容認	雇用保険法第63条第1項、第4項、第5項、第7項	助成金受給を希望する個々の事業所に係る事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画の作成を代行し、助成金支給窓口（雇用・能力開発機構）による当該計画の内容や教育訓練の内容及び必要性等に係る照会に対応することが可能であること。	厚生労働省	第1次提案	産業
905	県立の農業大学の届出による無料職業紹介事業の実	職業安定法第33条の2	県の条例で定める農業大学校であること。	厚生労働省	第1次提案	農業
906	高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。（①指定通所介護事業所を知的障害者が利用することの容認、②老人等デイサービス事業所の障害児受け入れの容認）	老人福祉法第5条の2第3項指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準身体障害者居宅生活支援事業の実施等について（平成12年7月7日付け障第528号）在宅知的障害者デイサービス事業の実施について（平成3年9月30日付け児発第832号）障害児通園（デイサービス）事業	（①関係）食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしていること。（②関係）障害児関係施設の技術的支援を受けること。	厚生労働省	第1次提案	福祉
907	特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として公設民営方式又はPFI方式により株式会社を容認	老人福祉法第15条第4項		厚生労働省	第1次提案	福祉
908	児童養護施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第42条第1項、第49条第1項、第56条	暖かい家庭的な雰囲気での提供が行われるようきめ細かな配慮が行われること	厚生労働省	第1次提案	福祉
909	肢体不自由児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第55、56、68、69条	障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること。	厚生労働省	第1次提案	福祉
910	株式会社の医療への参入	医療法第7条第5項	株式会社の医療への参入については、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。	厚生労働省	第2次提案	医療

911	ボイラー、第一種圧力容器の性能検査についての検査周期の延長	労働安全衛生法第41条第2項ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条ボイラー等の連続運転に係る認定制度について（平成14年3月29日付け基発第	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、更に延長することについて、地方公共団体からその安全性を実証するデータ等の提供を受け、安全性が検証された場合に、認めることとする。また、ボイラー等の1年を超える連続運転については、事業場ごとに認定されるが、一の小規模事業場のみでは安全管理、運転管理、保全管理等連続運転の認定要件を満たさない場合、コンビナートを構成する他の事業場と共同して申請することにより、全体として認定要件が満足されるのであれ	厚生労働省	第2次提案	産業
912	児童福祉施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第21条第1項、第27条、第75条第1項、第80	乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを	厚生労働省	第2次提案	福祉
913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児発第73号・児	他施設の統廃合などを要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れられる場合には、保育所の定員の改定を弾力的に行うことを認める。	厚生労働省	第2次提案	福祉
914	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）	共用化指針に基づき設置された施設において、保育所児と幼稚園児を合同で保育する保育室は、①幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること、②この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること、③保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであることに該当する場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認め	厚生労働省	第2次提案	福祉
915	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外（木造建築の容認）	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準救護施設、更生施設、授産施設及び	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。	厚生労働省	第2次提案	福祉
916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任	児童福祉法第32条第2項	保育の実施に係る事務の効率的な実施が困難であると認められることから児童の福祉に関する機関との密接な連携の下に当該事務を効率的に実施するために特に必要がある場合には、市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することを可能とす	厚生労働省	第2次提案	福祉
917	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉施設最低基準第49条、第61条、第69条、第73条	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省	第2次提案	福祉

918	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	児童福祉法第6条の2第4項児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、	児童短期入所事業について、施設長や直接処遇職員(介護職員等)等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても実施を可能とする。	厚生労働省	第2次提案	福祉
919	知的障害者通所更生施設の身体障害者の利用の可能化	知的障害者福祉法第21条の6	知的障害者更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、近隣の身体障害者更生施設等から、①治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、②職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと、③その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。	厚生労働省	第2次提案	福祉
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認	保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)	公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認める。(1)調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること(2)児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること(3)社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること(4)必要な栄養素量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること	厚生労働省	第3次提案	福祉
921	幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)	共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。(1)幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること(2)幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること(3)職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること(5)当該保育室は合同活動を行う幼	文部科学省 厚生労働省	第3次提案	教育
922	救護施設の定員要件の引下げ	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)	社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。	厚生労働省	第3次提案	福祉
923	身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第4項身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第1条の4	身体障害者短期入所事業について、利用者に応じた夜間の体制の整備等適切な人員及び施設設備を確保し、必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。	厚生労働省	第3次提案	福祉

924	人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認	民間事業者による日帰り介護（デイサービス）事業指針及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針について（平成9年12月17日障障第183号・老	知的障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	厚生労働省	第3次提案	福祉
925	支援費制度における施設訓練等支援費の日単位支給の可能化	身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第28号）知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成	現行では施設訓練等支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。（1）利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画（個別支援計画）を作成すること（2）本特例措置が実施されている市町村の援護対象の利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること	厚生労働省	第3次提案	福祉
926	支援費制度における知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の日単位支給の可能化	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第29号）	現行では知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。（1）利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと（2）月単位で利用する利用者と日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にすること（3）本特例措置が実施されている市町村の援護対象の利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること	厚生労働省	第3次提案	福祉
927	狂犬病予防員及び捕獲人の任命権等の市町村長への拡大	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第3条、第6条、第21	現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるように	厚生労働省	第3次提案	福祉
1001	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認	農地法第3条	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。	農林水産省	第1次提案	農業
1002	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。	農林水産省	第1次提案	農業
1003	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴う森林の残置要件及び造成要件の緩和	保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達）森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農	保安林の解除により実施される施設設置等による景観や騒音等周辺環境への影響が許容されるものであること。保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。特例措置として解除する保安林等の有していた機能に代替する措置を地方公共団体が措置すること。	農林水産省	第1次提案	農業

1004	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和	保安林の転用に係る解除の取扱要領（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達）森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12 林野治第790号農	実施しようとする事業の主たる区域が保安林以外であって、解除を要する保安林が当該区域に隣接し、一定規模以内のものであること。保安林の解除を必要とする特定事業が、その事業を行う構造改革特別区域計画の根幹的な事業であること。特例措置としての保安林の解除の代替措置として、必要に応じて、当該保安林の保全対象の移転その他の措置を地方公共団体が措置すること。	農林水産省	第1次提案	農業
1005	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲の拡大	農地法施行規則第1条の2	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業を追加する。	農林水産省	第2次提案	農業
1006	農地の権利取得後の下限面積要件(原則、都府県50アール、北海道2ヘクタール)の特例の設定基準の弾	農地法施行規則第3条の4	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農地の保全、有効利用を図ることが必要であり、地域の農地利用に支障が生じないよう設定される区域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。	農林水産省	第2次提案	農業
1007	行政財産である漁港施設の民間貸付けの容認	漁港漁場整備法第37条第1項地方自治法第238条の4第1項民法第604条借地借家法第3条及び第	漁港管理者が選定した事業者が、水産物の流通機能の高度化を図るために漁港施設の運営を行う場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	農林水産省	第4次提案	農業
1101	使用済物品等又は副産物を再生資源として利用してアルコールを製造する場合、アルコール事業法に基づく販売及び使用に係る許可を不要とし、流通管理（帳簿記帳・定期報告等）を行わないことを容	アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節（第21条～25条）及び第4節（第26条～30条）、第35条～第37条	当該アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれがないものとして製造されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1102	中心市街地の活性化のための大規模小売店舗の新設及び変更の際の手続きの簡素化	大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1	都道府県等が、中心市街地の構造改革特区に関する認定申請の事前手続として、あらかじめ店舗の立地する市町村や住民等に対して構造改革特区計画案の内容を十分説明し、意見を聴取すること。	経済産業省	第1次提案	都市
1103	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定の範囲内で自営線により電力供給できる事業範囲の拡大	電気事業法施行規則第21条	特区内の供給者と需要家との関係において、資本関係等に関わらず、需要家保護措置を要しない密接な関係が確保されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1104	家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令	たとえば、燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルール化しておくことなど、個	経済産業省	第1次提案	産業

1105	小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大	電気事業法施行規則第48条第4項	技術的特性等に応じた適切な代替措置が講じられること。たとえば、燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制が整備されること及びこれらの事項を明確にルール化しておくことなど、個別の設備毎に、その技術的特性等に応じた適切な代替措置が講じられること。	経済産業省	第1次提案	産業
1106	運転停止時に燃料電池内の燃料ガスを排除するための不活性ガス（窒素ガスボンベ）の常備の不要化	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第35条	現在実施されている定置用燃料電池普及基盤整備事業（ミレニアムプロジェクト）で収集された技術データに基づく技術検討結果などに応じ、例えば、（水素ガスを含む）停止時の残存燃料ガスによる爆発の防止や、停止時の残存燃料ガスによる発電の継続の防止に対する適切な代替措置が講	経済産業省	第1次提案	産業
1107	ジメチルエーテル（以下「DME」という。）の実験設備について、一定の条件下における装置の改良又は改造に伴う許可申請手続きの簡素化（許可が必要なものは届出化、届出が必要なものは届出免	一般高圧ガス保安規則第14、15、16、17条	DMEの実験設備であり研究開発目的で使用される設備について、処理量の変更を伴わない構造変更であること。	経済産業省	第1次提案	産業
1108	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションに係る保安統括者等の選任の免除	一般高圧ガス保安規則第64条	たとえば自動遮断装置等保安統括者等を選任しなくても高圧ガス製造設備の保安が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1109	地方公共団体の提案に基づく燃料電池自動車及びDME自動車に係る、車両と燃料タンクと一体での再検査の	容器保安規則第25条、第26条（容器細目告示第2条）	たとえば目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等の代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1110	地方公共団体の提案に基づく定置式製造設備（燃料電池自動車のための水素ステーション、DMEステーション）の保安距離規制の	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第2号	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1111	地方公共団体の提案に基づくDMEの実験設備における防爆構造が困難な計測機器	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第26号	たとえば換気、ガス漏えい検知設備の完備等防爆性能を有する構造でなくとも良い代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1112	地方公共団体の提案に基づく液化水素ガスの輸送容器の充填率の上限の緩和	容器保安規則第22条	充てん率を上げても容器の安全性が確保されることを証明するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1113	地方公共団体の提案に基づくDMEの貯蔵設備を埋設した場合の保安距離規制の緩和	一般高圧ガス保安規則第22条	貯槽を埋設することにより、爆発等の周囲への影響がどの程度緩和されるのか等に関するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業

1114	地方公共団体の提案に基づく水素ステーション及びDMEステーションの整備に係る保安検査周期の延長	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第14条（昭和50年8月1日通商産業省告	保安検査周期の延長が可能であると判断できる、設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者からの提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1115	地方公共団体の提案に基づく高圧ガスに係る認定検査実施者による製造施設の自主検査対象の拡大	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（平成11年9月22日立局	処理能力の増加に伴う危険度評価、事業者の管理能力を客観的に示すもの等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1116	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス保安法上の可燃性ガスの製造施設の保安距離規制の緩和	コンビナート等保安規則第5条第1項第2号	たとえば自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁等災害による周囲への被害を小さくするための代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1117	地方公共団体の提案に基づく含有酸素可燃性ガスの圧縮禁止条項の緩和	コンビナート等保安規則第5条第2項第1号ハ	可燃性ガス中の酸素の容量の比率を上げても、安全性が確保されることを証明するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1118	地方公共団体の提案に基づく他の防液堤配管の通過制限の撤廃	コンビナート等保安規則第5条第1項第36号	たとえば配管からの高圧ガスの漏えいを防ぐための2重配管構造等防液堤の内外に設備を設置しても安全が確保される代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1119	地方公共団体の提案に基づく高圧ガス設備の開放周期の自主基準化	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第16条（昭和50年8月1日通商産業省告	開放検査周期の延長が可能であると判断できる、設備毎の機能維持状況に関するデータ等につき、提案者から提供を受け、安全性が検証されること。	経済産業省	第1次提案	産業
1120	地方公共団体の提案に基づく工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条	たとえば防火設備等代替措置が講じられ、実証実験によるデータ等につき、提案者からの提案を受け、安全性が検証されること。	総務省（消防庁） 経済産業省	第1次提案	産業
1121	場外車券売場の設置許可基準の特例	自転車競技法第4条自転車競技法施行規則第12条、第13条構造及び設置並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示（平成14年10月経済産業省告示第336	地方公共団体が、下記の措置を講じる場合に、場外車券売場の構造等の設置許可基準の特例を設ける。 ・場外車券売場の周辺にある文教・医療施設に対して著しい支障を及ぼすおそれがないようにするための措置を講ずる。 ・それぞれの施設の規模・構造が適切なものであり、車券の発売等の公正かつ円滑な実施のために最低限必要な設備を有する。 ・場外車券売場の設置について、地元地域の十分な理解を得る。	経済産業省	第2次提案	都市



1122	特区における特定事業に係る電力の特定供給の許可の審査手続の迅速化	電気事業法第17条第1項 電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について (平成12年3月21日付け平成12・03・16資第1)	「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」の認定を受ける特区において、電力の特定供給の許可に関する標準処理期間が現在2週間と定められているが、審査期間を原則3日以内に短縮する。	経済産業省	第2次提案	産業
1123	研究開発の実施期間における海洋温度差発電設備に関する各種検査等の手続の不要化・簡素化	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条	出力が100キロワット以下の海洋温度差発電設備の発電実験であって、発生した電力が実験施設内の電氣的閉鎖区域の中で全量消費される場合、研究開発の推進母体に設置される専門家委員会等による設備の工事、自主検査を適切に実施するための体制・方策等を保安規程に明記することをもって、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。	経済産業省	第2次提案	産業
1124	小型バイナリー発電設備の定期自主検査の時期の延長	電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に係る定期自主検査の運用について (平成12年6月27日付け12公電技19号)	小型で安全性が高いバイナリー発電設備（燃料を使用せず、安全な媒体（例えば、難燃性・毒性がない・機器腐食性がない・化学的に安定である、など）を使用し、最高使用温度及び最高使用圧力が低く、出力500キロワット未満のもの）については、設置者が、当該設備の使用実態（外観、運転状態、事故の有無等）を踏まえて、安全確保上、定期自主検査の時期を延長しても問題のない時期を技術的に証明し、それが国により確認された場合には、定期自主検査の時期を延長可能とする。	経済産業省	第2次提案	産業
1125	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス施設の検査周期の延長	コンビナート等保安規則第34条第2項	検査周期の延長が可能であることを証明する腐食や損傷などのデータ及び具体的な検査周期等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス施設の検査周期を延長可能とする。	経済産業省	第2次提案	産業
1126	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る事業所の境界線までの距離変更の可能化	コンビナート等保安規則第5条第1項第8号	高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば、爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から事業所の境界線までの距離の変更を可能とする。	経済産業省	第2次提案	産業
1127	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更の可能化	コンビナート等保安規則第5条第1項第10号	保安区画内にある高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離を変更することによる危険性を解消するための措置として、たとえば爆風圧を遮る障壁を設置した場合に、当該措置によって安全が確保されることを示すガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどの実証実験によるデータ及び変更しようとする距離等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス製造設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離の変更を可能とする。	経済産業省	第2次提案	産業
1128	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事に伴う手続の簡素化	一般高圧ガス保安規則第15条、第17条、コンビナート等保安規則第	石油コンビナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認められたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要	経済産業省	第2次提案	産業
1129	地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガスの特別充填許可・特別認定の一般制度化	一般高圧ガス保安規則第6条、容器保安規則第22条	従来特別認可や特別充填許可を必要とされていた技術基準や充填率であっても、それらが安全であることを立証する実証実験データ及び具体的な技術基準や充填率等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、当該技術基準及び充填率を用いることができるようにする。	経済産業省	第2次提案	産業

1130	オートレース場外車券売場の設置許可基準の特例	小型自動車競走法施行規則第11条、第12条場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準	地方公共団体が、地元地域の十分な理解を得て、下記の措置を講じる場合に、場外車券売場の構造等の設置許可基準の特例を設ける。・場外車券売場の周辺にある文教・医療施設に対して著しい支障を及ぼすおそれがないようにするための措置を講ずる。・それぞれの施設の規模・構造が適切なものであり、車券の発売等の公正かつ円滑な実施のために最低限必要な設	経済産業省	第4次提案	都市
1131	初級システムアドミニストレーター試験の午前試験免除	情報処理技術者試験規則第2条	試験の客観性・公平性及び教育の柔軟性の確保の観点から、カリキュラムの内容に関する最低基準、実施機関の審査基準等を設定し、特区内におけるそれらの適正性を確保した学科（講座）を修了したものに対して午前	経済産業省	第4次提案	産業
1132	基本情報技術者試験の午前試験免除	情報処理技術者試験規則第2条	試験の客観性・公平性及び教育の柔軟性の確保の観点から、カリキュラムの内容に関する最低基準、実施機関の審査基準等を設定し、特区内におけるそれらの適正性を確保した学科（講座）を修了したものに対して午前	経済産業省	第4次提案	産業
1133	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安技術職員（係員）の外部委託の可能化	鉱山保安規則第17条第1項第3～5号	保安技術職員（係員）選任義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることが確認できる場合に限り、保安用務を外部委託することを可能とする。	経済産業省	第4次提案	産業
1134	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安技術職員（係員）の兼務の容認	鉱山保安規則第17条第4項	現行の保安技術職員（係員）の2以上の鉱山の係員または3以上の係員の兼務の禁止について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることが確認できる場合に限り、上記兼務を可能とする。	経済産業省	第4次提案	産業
1135	可燃性天然ガスの自家利用に係る保安面での規制（距離制限、防爆処理）の緩和	鉱山保安規則第326条 鉱山保安規則第563条 通商産業省告示第285号二五 資庁第六九号資源庁長官通知五三立局第五号 立地公害局長通知	現行の電気施設設置の際の住宅等の距離制限及び防爆型機器の使用義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。	経済産業省	第4次提案	産業
1136	液化石油ガス設備工事の適正化のための当該設備の設置等の際の事前届出制の導入及び当該設備の廃止の際の届出制の導入	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	基準不適合な液化石油ガス設備工事が著しく多いなど一定の要件を満たした場合に限り、現行では工事施工者が工事完了後に行う届出について、工事施工前の届出に変更することを可能とする。また、一定の要件を満たした場合に限り、当該設備を撤去した場合も、現行では届出不要であることを、工事施工者に工事完了後に届出を行わせることを可能とする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省	第4次提案	産業
1137	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認（絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第33条の5）	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第33条第1項	経済産業局長に委任されている特定国際種事業を行う者に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事務所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託することができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省	第4次提案	産業
1138	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認（揮発油等の品質の確保等に関する法律）	揮発油等の品質の確保等に関する法律第20条第2項、第3項	経済産業局長に委任されている揮発油等の販売業者・生産業者・輸入業者等及び指定分析機関に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事務所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者受託することができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省	第4次提案	産業
1139	経済産業局長に委任された立入検査等の事務処理の民間事業者への委託の容認（エネルギーの使用の合理化に関する法律）	エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第2項	経済産業局長に委任されている第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対する立入検査等の事務の処理を、特区内に事務所又は事業所を有する一定の要件を満たす民間事業者が受託し、経済産業局職員と共同で行うことができることとする。これらについて、可能な限り早期に必要な措置を講じる。	経済産業省	第4次提案	産業

1201	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮	公有水面埋立法第27条、第29条	特区制度の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であって、埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないこと並びに環境保全上著しく影響を及ぼすものではないこと。	国土交通省	第1次提案	都市
1202	公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化	公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号）	国土交通省		第1次提案	都市
1203	行政財産である港湾施設の民間への貸付け可能化	港湾法第54条第1項、第55条第1項北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項	構造改革特区地域内の重要港湾において、特定の公共埠頭の一体的・効率的な運営事業を行おうとする民間事業者が、事業計画を作成し、公共性を担保するための手続を経た上で、港湾管理者が当該事業計画を認定すること。	国土交通省	第1次提案	都市
1204	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和	道路運送車両法施行規則第26条の5、26条の6	特区内の各地方運輸局長が運行目的、距離等を総合的に勘案して判断する特定区間の回送運行に限るとともに、車両に傷のつかない回送運行許可番号標を使用するという適切な代替措置が講じられ、当該措置が厳格に担保	国土交通省	第1次提案	産業
1205	重量物輸送の車両総重量規制の緩和	車両制限令第3条第2項道路運送車両の保安基準第4条	車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、特定のルートを走行すること、道路構造に悪影響を与えないこと、費用負担を含む道路の適切な管理が行われること等について適切な措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。なお、個別の許可に当たっては、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判	国土交通省	第1次提案	産業
1206	NPOによるボランティア輸送において、有償運送を可能化	道路運送法第4条、第80条第1項	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。	国土交通省	第1次提案	福祉
1207	交通機関空白の過疎地において、生活交通確保のための有償運送を可能化	道路運送法第4条、第80条第1項	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。	国土交通省	第1次提案	福祉
1208	公有水面埋立地の用途変更等の制限期間の短縮（港湾内において10年→5年）	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	国土交通省	第2次提案	都市
1209	違反広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大	屋外広告物法第7条第4項	のぼり旗等についても違反広告物の簡易除却の対象となるよう措置する。	国土交通省	第2次提案	都市

1210	河川上空における個人占用による橋の設置の容認	河川法第24条、河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日、建設省河政発第67号建設	個人占用による橋の設置については、周辺地域の合意形成・管理形態の整理を図り、治水・利水及び河川環境へ著しく影響を及ぼさない場合に認めるよう通知する。	国土交通省	第2次提案	都市
1211	駐車場利用料金の設定・変更手続の特例	道路整備特別措置法第8条第4項、第11条第2項、第3項、同法施行令	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとするよう通知する。	国土交通省	第2次提案	都市
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化	補助金適正化法第22条	公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎の確保が必要であり、本来入居者の入居を阻害しない等の場合は、事後報告をもって承認があったものとして取り扱うことを都道府県に通知する。	国土交通省	第2次提案	都市
1213	大学の建築基準の特例(天井の高さの下限3.0メートル→2.1メートル)	建築基準法施行令第21条第2項	学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。	国土交通省	第2次提案	教育
1214	エアサスペンションを装着する車両の駆動軸重の上限の特例	特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について（平成15年3月20日国道交第167号）重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について（平成15年3月31日国自技	重量物輸送効率化事業（特定事業1205）においては、現在、軸重が車両制限令第3条第1項及び道路運送車両の保安基準第4条の2第1項に規定する値を超えない車両に限り特例措置の適用対象としているものを、特定事業1205の条件である「道路を適切に管理するための措置」が特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施される場合には、エアサスペンションを装着し駆動軸重が11.5トンとなる車両についても、特例措置の適用対象とする。	国土交通省	第3次提案	産業
1215	空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の適正な運用の明確化	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条、第3条	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨	国土交通省	第3次提案	都市
1216	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大	道路運送法第80条第1項	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業（特定事業1206）は、平成15年度中に特区としての特例措置を緩和した上で、全国的に実施することとしている。その要件のうち、使用車両については、車いすのためのリフト等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定することとしているが、新たに、特区における特例措置として、セダン型等の一般の車両の使	国土交通省	第4次提案	福祉
1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人の貸渡しシステムの容認	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13日自	レンタカー型カーシェアリングについて、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用する等、一定の公益性が認められる場合において、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じることを前提として、無人の貸渡しシステムを認めることとする。	国土交通省	第4次提案	都市
1301	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充	自然公園法施行規則第12条	一時的な工作物の設置など通常管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風致の維持に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為であること。	環境省	第1次提案	産業

1302	国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充	自然公園法施行規則第15条	一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風景の保護に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為であること。	環境省	第1次提案	産業
1303	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することの容	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第3項	捕獲者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生息地の地理状況に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が同行すること。	環境省	第1次提案	農業
1304	再生利用認定制度の対象品目の拡大	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2平成9年12月厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物）平成9年12月厚生省告示第259号（環境大臣が	再生利用認定の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる以下の廃棄物の範囲内に含まれないものであって、かつその再生利用の内容が生活環境の保全上支障ないこと。①ばいじん又は焼却灰であって廃棄物の焼却に伴って生じたもの②その他生活環境の保全上支障があるもの③特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの④通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの	環境省	第1次提案	産業
1305	再生利用認定制度の対象品目の基準の特例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2、環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年12月厚生省告示第258号）、環境大臣が定める産業廃棄物（平成9年	廃木材については、従来、保管状況によって多湿な環境では腐敗することで生活環境への影響が懸念されることとして、現行の再生利用認定制度の対象にしていなかったところであるが、適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しないものに関する再生利用認定制度の基準の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とする。	環境省	第2次提案	産業
1306	地下空間を利用した溶融スラグの埋立処分の容認	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)	現行では地下空間を利用した一般廃棄物の埋立処分は禁止されているが、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物（溶融スラグ）については、提案自治体が、当該廃棄物の埋立処分による生活環境の保全上の支障や地盤の安全性等に関する問題がないと判断した地域に限って、地下水等の周辺環境のモニタリングを実施することを条件に、当該禁止を解除することを措置する。	環境省	第4次提案	産業

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	提案	総合規制改革会議による検討結果と実施時期	所管省庁	分類	
101	イベント等に伴う道路使用許可の円滑化	道路交通法第77条第1項	地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出する。	平成15年度中	警察庁	第2次提案	イベント等の実施事例に関する調査結果を踏まえ、地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出した。	平成16年3月措置済	警察庁交通局交通規制課	都市
102	カーレースに伴う道路使用許可の円滑化	道路交通法第77条第1項	カーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出する。	平成15年度中	警察庁	第2次提案	カーレースの実施状況等に関する調査結果を踏まえ、カーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出した。	平成16年3月措置済	警察庁交通局交通規制課	都市
103	車高規制の見直し	道路交通法第57条、道路交通法施行令第22条	積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。	平成15年度中	警察庁	第2次提案	積載時の車高が3.8メートルを超える車両(コンテナや完成自動車運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施した。	平成16年3月措置済	警察庁交通局交通規制課	産業
301	投資信託の特定資産の範囲拡大	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条	投資事業有限責任組合の持分権を、投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産に追加する。	次期通常国会に提出予定の左記法改正案と併せ実施。	金融庁	第1次提案	「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約に係る有限責任組合員の出資持分を、投資信託等の投資の主たる対象となり得る資産(投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産)に追加する。(Ⅳ金融ウ24)	平成15年1月施行済	金融庁総務企画局市場課	産業
302	信託できる財産への知的財産権の追加	信託業法第4条	知的財産権のうち可能なものから、信託業法上の信託の対象となる財産権に追加する。	平成15年度中	金融庁	第1次提案	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加することについて検討を行い、結論を得る。(Ⅳ金融ア26)	平成15年度中に検討・結論、措置予定	金融庁総務企画局信用課	産業
303	信託業の異業種参入容認	信託業法第1条金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	信託会社による信託業への参入について、金融審議会の結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中に検討・結論、措置予定	金融庁	第2次提案	現在信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする。(Ⅲ金融ア⑫)	平成15年度中に法案提出済。公布後、6月以内に施行(予定)	金融庁総務企画局信用課	産業
304	認可投資顧問業者の最低資本金の引下げ	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第27条同施行規則第27条の3第1項第1号	多様な業者の参入促進を図るため、認可投資顧問業者の最低資本金を1億円から5千万円に引き下げる。	平成15年度中	金融庁	第2次提案	多様な業者の参入促進を図るため、認可投資顧問業者の最低資本金を1億円から5千万円に引き下げる。	平成16年4月1日措置済	金融庁総務企画局市場課	産業
305	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮	企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2号	公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の水準(2年)を短縮する。	平成15年度中	金融庁	第2次提案	公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の水準(2年)を短縮する。(Ⅲ金融ウ⑬)	平成15年度中結論済(平成15年12月24日金融審議会第一部会報告)平成16年度中に措置	金融庁総務企画局企業開示参事官室	産業
306	英語での情報開示及び書類の提出の容認	証券取引法第5条、第24条等	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。	平成16年度中	金融庁	第4次提案	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語によるディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。(Ⅲ金融ウ⑯)	平成16年度中	金融庁	産業
307	グローバルETFの募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略	投資信託及び投資法人に関する法律第58条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第2条、第98条	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出及び英語によるディスクロージャーを可能とするよう、投資家保護上の問題に留意しつつ、金融審議会における検討結果を踏まえ措置する。	平成16年度中	金融庁	第4次提案	グローバルETFの情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出及び英語によるディスクロージャーを可能とするよう、投資家保護上の問題に留意しつつ、金融審議会における検討結果を踏まえ措置する。(Ⅲ金融ウ⑱)	平成16年度中	金融庁	産業
308	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	映画等の製作に係る資金調達の見直しを図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。	平成15年度中	金融庁経済産業省	第4次提案	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。	平成16年3月措置済	金融庁経済産業省	産業
309	銀行代理店業務を法人へ委任する際の出資規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第11号	銀行代理店に対する規制については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等を踏まえつつ100%出資規制の緩和について検討の上、措置する。	平成16年度中	金融庁	第4次提案	銀行代理店に対する規制については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等を踏まえつつ100%出資規制の緩和について検討の上、措置する。(Ⅲ金融ア⑦)	平成16年度中	金融庁	産業
401	第三セクター以外の民間企業による地方公共団体の設置する「公の施設」の管理	地方自治法第244条の2第3項、地方自治法施行令第173条の3、地方自治法施行規則第17条	「公の施設」の管理受託者の範囲を民間事業者にまで拡大する。	平成15年度中	総務省	第1次提案	「公の施設」の管理受託者の範囲を株式会社等の民間事業者にまで拡大するよう、地方自治法等の規定の整備を行う。(Ⅳ住宅ウ①a)	第156回通常国会に法案提出	総務省自治行政局行政課	自治
402	私人による地方税の収納事務の容認	地方自治法施行令第158条等	コンビニエンスストア等の私人が、地方税の収納事務を取り扱えることとする。	平成15年度中	総務省	第1次提案	コンビニエンスストア等の私人が地方税の収納事務を取り扱えるよう、必要な法令整備を行う。(Ⅳ金融オ23)	平成15年度中	総務省自治行政局行政課、自治税務局企画課	自治

403	地方公共団体から、国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項、地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2、第12条の3	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなどの一定の要件のもとで、地方公共団体が経費を負担できるように政令を	平成14年10月中	総務省	第1次提案	地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものに対し、国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除くなどの一定の要件の下で、地方公共団体が経費を負担できるように政令を改正した。(IV教育工⑮)	平成14年11月1日施行	総務省自治財政局財務調査課	自治
404	地方独立行政法人制度の導入	—	平成14年8月に公表した「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」を踏まえて、地方独立行政法人制度を創設する。	平成15年度中	総務省	第1次提案	平成14年8月に公表した「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」を踏まえて、地方独立行政法人制度を創設する。(I8)	平成15年度中	総務省自治行政局行政課	自治
405	地方公共団体における一般職の任期付研究員、任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃	—	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。	平成15年度中	総務省	第1次提案	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を認める。なお、同法の改正作業は行政改革推進事務局において行われることから、当該作業の進展状況を注視しているところである。(IV雇用オ③)	平成15年度中	総務省自治行政局公務員部公務員課	自治
406	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	総務省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、道府県と国の協議の目直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について、平成14年度中に検討し、対応していくこととする。(IV住宅ア63)	平成14年度中	総務省自治行政局地域振興課農林水産省農村振興局農村政策課経済産業省経済産業政策局立地環境整備課国土交通省都市・地域整備局地方整備課	自治
407	専門職の法人化	行政書士法	行政書士の法人制度の創設については、規制改革推進3か年計画(改定)に基づき平成15年度までに検討及び所要の措置を行う。	平成15年度中	総務省	第1次提案	行政書士の法人制度の創設については、規制改革推進3か年計画(改定)に基づき平成15年度までに検討及び所要の措置を行う。(Ⅲ資格⑴⑭)	平成15年度中	総務省自治行政局行政課	産業
408	実験用無線局の開設要件の緩和	電波法第4条	実験無線局の開設の促進方策について、「電波有効利用政策研究会」の報告も踏まえて検討し、2003年度中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる。	平成15年度中	総務省	第1次提案	多様な無線通信技術に関する最先端の実証実験を促進するため、実験無線局の開設を促進することは重要な課題であることから、本年1月より開催している「電波有効利用政策研究会」においても、実験無線局の開設の促進方策について、制度的・技術的な観点から検討を進めているところである。今後は、同研究会からの報告も踏まえて免許手続きの簡素化について検討し、平成15年度(2003年度)中に結論を得	平成15年度中	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	産業
409	災害救援のための無線局開局の免許手続きの簡素化等	電波法第4条、無線設備規則、周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)	5GHz帯の災害時における利用については、他の周波数帯の利用可能性を含めて検討し、技術基準の策定等を行う。	平成15年度中	総務省	第1次提案	災害時における緊急の通信手段として、無線LAN等を用いた、災害現場等において有効に利用される防災用無線システムについて、地方公共団体等から具体的な活用方法や技術的な課題の把握に努めているところである。これらを踏まえ、5GHz帯を含めて利用可能な周波数帯など技術的な検討を行い、技術基準の策定、周波数の割当て等所要の措置	平成15年度中	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課	産業
410	最適な電波の再配分	電波法第7条、26条	最適な電波割り当てを図るため、「電波有効利用政策研究会」からの報告も踏まえて検討し、2003年度中に結論を得た上で、電波の迅速かつ円滑な再配分の実施のための方策等、所要の制度整備を図る。	平成15年度中	総務省	第1次提案	現在「電波有効利用政策研究会」において、実際に電波再配分を実施した場合における既存免許人への補償の可否などについて検討を進めているところである。今後は、同研究会からの報告も踏まえて検討し、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、電波の迅速かつ円滑な再配分実施のための方策等、所要の制度整備を図るとともに、電波再配分の迅速な実施により、国民の新たな電波ニーズに迅速かつ適	平成15年度中	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	産業
411	無線LAN等の周波数帯域の拡大	電波法第7条無線設備規則周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)	5GHz帯の無線LAN等への世界的な周波数分配の可否について、来年の世界無線通信会議において審議される予定。審議において、この帯域を無線LANに分配することが国際的に合意され、既存利用との調和が図れれば、総務省として無線LANの導入に向けた所要の措置を講ずる。	平成15年度中	総務省	第1次提案	5GHz帯の無線LAN等への世界的な周波数分配の可否については、来年の世界無線通信会議において審議される予定。審議において、この帯域を無線LANに分配することが国際的に合意され、既存利用との調和が図れれば、技術基準の策定、周波数の割当て等5GHz帯無線LAN等の周波数帯域拡大に向けた所要の措置を講ずる。(ⅢITア③c(b))	平成15年度中	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	産業
412	無線LAN等の周波数帯域の国・地方公共団体への追加割り当て	電波法第7条無線設備規則周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)	国・地方公共団体が利用する無線LAN等の技術基準の策定、周波数の割当を行う。	平成15年度中	総務省	第1次提案	国・地方公共団体が利用する無線LAN等については、地域内の公共ネットワークや防災用無線システムの構築等を可能とする無線LAN等の導入に向け、技術的条件の検討を進めているところであり、これを踏まえて、技術基準の策定や周波数の割当を行う。(ⅢITア④)	平成15年度中	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課	産業
413	燃料電池に係る消防法上の規制の緩和	消防法第9条、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第	燃料電池を利用した発電設備の規制について、平成15年度中に検討・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	平成15年度中	総務省(消防庁)	第1次提案	燃料電池を利用した発電設備の規制について、平成15年度中に安全性等に関する検討・検証を行い、その結果を踏まえ、発電設備の建築物からの必要な離隔距離の在り方について検討する等所要の措置を講ずる。(IV危険イ⑪、⑫、⑬)	平成15年度中	総務省消防庁予防課	産業

414	工場等の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上の区分・地区要件等の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	平成15年度中	総務省（消防庁）	第1次提案	事業者から平成15年度上期までに具体的な事業の提案がなされるとともに、多品種・少量生産プラント等が設置される際に現行の安全基準と同等の措置等が講じられることを確認できるデータ等の提出がなされるならば、工場等の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において多品種・少量生産プラント等の設置を可能とする製造施設地区・貯蔵施設地区等の施設地区の区分・地区要件の緩和を行う。（Ⅳ危険キ④）	平成15年度中	総務省消防庁特殊災害室経済産業省原子力安全・保安院保安課	産業
415	燃料電池自動車の水素ステーションに関する、ガソリンスタンドへの併設	危険物の規制に関する政令第17条第1項第9号	平成15年度に検討・検証を行い平成17年初期までには所要の安全基準を整備する予定。ただし、前提条件である、水素ステーションの高圧ガス保安法上の安全対策が予定より早期に具体化された場合は、平成15年度の検討・検証結果を踏まえ、平成15年度中に所要の措置を講ずる。（Ⅳ危険イ）	平成15年度中	総務省（消防庁）	第1次提案	平成15年度に検討・検証を行い、平成17年初期までには所要の安全基準を整備する予定。ただし、前提条件である、水素ステーションの高圧ガス保安法上の安全対策が予定より早期に具体化された場合は、平成15年度の検討・検証結果を踏まえ、平成15年度中に所要の措置を講ずる。（Ⅳ危険イ）	平成15年度中	総務省消防庁危険物保安室	産業
416	国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化	国家公務員法第104条	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。	平成15年度中	総務省文部科学省	第1次提案	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、例えば、学内の合議制の審査会で審査の上学長が許可するなど、一定の基準・手続の下で実施できるようにする。（Ⅳ教育）	平成15年4月1日より実施	総務省人事・恩給局文部科学省	研究
417	地方公務員の常勤職員の勤務時間の短縮を可能とする制度の導入	地方公務員法第24条第5項	一般職員の短時間勤務をはじめ、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえ検討し、措置する。	平成15年度中	総務省	第2次提案	地方公務員の多様な勤務形態の導入を図るため、以下のとおり措置した。①任期付の短時間勤務職員制度の創設②任期付採用の拡大③自己研鑽等の場合における部分休業制	平成16年3月措置済	総務省自治行政局公務員課	自治
418	産業用ラジコンヘリ用の使用周波数の増波	電波法施行規則第6条第1項第2号免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数（昭和32年8月郵政省）	産業用ラジコンヘリについて、利用実態や課題の調査を行い、その結果を踏まえ、周波数の増波を行う。	平成15年度中	総務省	第2次提案	産業用ラジコンヘリについて、周波数有効利用可能性に関する実証実験（1月実施）の検討を踏まえ、周波数の増波について、関係告示の改正を行った。	平成16年3月措置済	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	産業
419	構内無線局への周波数ホッピング方式の容認	無線設備規則第49条の9電波法施行規則第14条構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力（昭和61年5月郵政省告示第378号）	雑音に強く読み取り精度が向上するとともにより長い通信距離が可能となる、構内無線局への周波数ホッピング方式の導入を図る。【無線設備規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第91号）】【構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（平成15年総務省告示第431号）】【特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（平成15年総務省告示第432号）】【別に定める特定小電力無線局の無線設備	平成15年6月18日（措置済）	総務省	第2次提案	2.4GHz帯構内無線局の移動体識別システムについて、従来の狭帯域通信方式に加え、雑音に強く読み取り精度が向上するとともにより長い通信距離が可能となる周波数ホッピング方式を導入した。	平成15年6月18日措置済	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	産業
420	電力線搬送通信の実証実験の容認	電波法施行規則第44条等	電力線搬送通信の使用周波数については、10～450キロヘルツと規制しているが、線路や設備等の条件について検討し、その結果を踏まえ、無線通信に影響を与えない方法で漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるよう措置する。	平成15年度中	総務省	第2次提案	2～30メガヘルツを使用する電力線搬送通信について、寄せられたパブリックコメント及び電波監理審議会の意見等を踏まえ、漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるようにした。	平成16年1月26日措置済	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課	産業
421	事業区分の廃止等、電気通信事業の制度の見直し	電気通信事業法	電気通信事業について、設備保有の有無に着目した事業区分（一種・二種区分）の廃止、一種事業の参入に係る許可制の廃止等を主要内容とする電気通信事業法の改正案を、平成15年3月に第156回国会に提出した。	第156回国会に法案を提出（公布後1年以内施行）	総務省	第2次提案	電気通信事業について、設備保有の有無に着目した事業区分（一種・二種区分）の廃止、一種事業の参入に係る許可制の廃止等を主要内容とする電気通信事業法の改正を行った（第156回通常国会で成立）。	平成16年3月措置済	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	産業
422	市における助役の収入役事務兼掌の容認	地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項	規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。	平成16年度中（次期通常国会に法案提出）	総務省	第3次提案	規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。（Ⅲ法務オ①）	平成16年度中（第159回通常国会に法案提出）	総務省自治行政局行政課	自治
423	地方公共団体の私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大	地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第165条の3	公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の支出方法によっては事務処理上支障がありうる経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。	平成16年度中	総務省	第3次提案	公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の支出方法によっては事務処理上支障がありうる経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。（Ⅲ法務オ②）	平成16年度中	総務省自治行政局行政課	自治
424	地方公共団体の長の命令がなくても支出ができる経費の容認	地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の4	口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を要しないことができるよう措置する。	平成16年度中（次期通常国会に法案提出）	総務省	第3次提案	口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を簡素化することができるよう措置する。（Ⅲ法務オ③）	平成16年度中（第159回通常国会に法案提出）	総務省自治行政局行政課	自治
425	地方公共団体の長期継続契約の対象経費の拡大	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3	現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する。	平成16年度中（次期通常国会に法案提出）	総務省	第3次提案	現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する。（Ⅲ競争オ⑤）	平成16年度中（第159回通常国会に法案提出）	総務省自治行政局行政課	自治



426	地方税の納税通知書の電子化	地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第6号地方税法（昭和25年法律第226号）第13条行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規	地方税の納税通知書の交付について、インターネットなど電子情報処理組織を使用して行うことを可能とする。	平成15年度中	総務省	第3次提案	地方税の納税通知書の交付について、インターネットなど電子情報処理組織を使用して行うことを可能とする。	平成16年3月措置済	総務省自治税務局企画課	自治
427	郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲の拡大	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条日本郵政公社法第19条（平成14年法律第97号）第2項第16号	現在、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等であるが、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務についても取り扱うことができるよう措置する。	平成16年度中	総務省	第3次提案	現在、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等であるが、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務についても取り扱うことができるよう措置する。（Ⅲ法務オ④）	平成16年度中	総務省自治行政局自治政策課	自治
428	電子タグへの周波数帯域の追加割り当て	電波法（昭和25年法律第131号）第26条周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）	950MHz近辺（950～956MHz）を電子タグのシステムに新たに割り当てることについて、電子タグとしての機能、隣接帯域を利用している他の無線システムへの影響等に関する実証実験の結果を踏まえて、情報通信審議会及び電波監理審議会における審議を経	平成16年度中	総務省	第3次提案	950MHz近辺（950～956MHz）を電子タグのシステムに新たに割り当てることについて、電子タグとしての機能、隣接帯域を利用している他の無線システムへの影響等に関する実証実験の結果を踏まえて、情報通信審議会及び電波監理審議会における審議を経て、制度整備を行う。（ⅢITア④a）	平成16年度中	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課	産業
429	外国籍機の不定期便における航空事業用の通信の可能化	電波法施行規則第37条	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう、電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対	平成16年度中	総務省	第4次提案	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう、電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。（ⅢITオ④）	平成16年度中	総務省	産業
430	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による有効利用	—	土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措	平成16年度の早期	総務省	第4次提案	土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じる。（Ⅲ住宅工	平成16年度の早期	総務省	自治
431	地方公共団体の議会の定例会回数制限の廃止	地方自治法第102条第2項	地方公共団体の議会の定例会の回数について、毎年4回以内で条例で定める回数としているものを、毎年条例で定める回数とする。	平成15年度中	総務省	第4次提案	地方公共団体の議会の定例会の回数について、毎年4回以内で条例で定める回数としているものを、毎年条例で定める回数とする。	平成16年3月措置済	総務省	自治
501	インターネットによる公告掲載の容認	商法第166条	紙媒体を前提としている公告一般の電子化を認める。	平成15年度中に法案を提出	法務省	第1次提案	現在、貸借対照表の公告（決算公告）のみ認められている電磁的方法による公告を、官報や日刊新聞紙によることとされている公告一般（合併・資本の減少・会社分割・株式併合等）についても認める。（Ⅳ法務イ⑬）	平成15年度中に法案提出	法務省民事参事官室	産業
502	株券不発行会社の許容	商法第226条ノ2、第205条	株主が希望した場合等、限定的にしか認められていない「株券不発行」を制度として認める。	平成15年度中に法案を提出	法務省	第1次提案	いわゆる株券不所持制度を除き、株式会社は会社成立後又は新株払込期日後遅滞なく株券を発行しなければならないとされているが、株券の不発行を認める制度を導入するとともに、新しい振替制度を構築する。（Ⅳ法務イ⑨）	平成15年度中に法案提出	法務省民事参事官室	産業
503	マンション内への光ファイバー敷設の際の区分所有者合意要件の緩和	建物の区分所有等に関する法律第17条第1項	マンションの共用部分の変更について、形状又は効用を著しく変更するものを除き、決議要件を緩和し、過半数の普通決議で足りることとする。	平成14年度中	法務省	第1次提案	マンションの共用部分の変更について、形状又は効用を著しく変更するものを除き、決議要件を緩和し、過半数の普通決議で足りることとする。（Ⅳ住宅ア50b、ⅢITア⑩）	第155回臨時国会に改正法案を提出、成立、公布済（平成15年6月上旬までに	法務省民事参事官室	産業
504	外国法事務弁護士の日本弁護士の雇用の禁止、共同事業の禁止の緩和	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条、第49条ノ2	外国法事務弁護士について、共同事業を自由化し、日本弁護士の雇用禁止規定を見直す。	平成15年中	法務省	第1次提案	国際化時代の法的需要に対応するためにも、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を推進することは必須である。その見地から、共同事業についての目的制限の撤廃等による自由化を実施し、外国法事務弁護士による雇用禁止規定については、これを撤廃すべきという指摘等があることも踏まえて見直しを実施する。また、これらの実施の際に弊害防止措置を設けるとしても、必要最小限のものとする必要	第156回通常国会に法案提出	司法制度改革推進本部事務局法務省大臣官房司法法制部	産業

505	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度 のできるだけ早い時期	法務省財務省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。具体的には、通関情報処理システム(NACCS)、港湾EDIシステム及び乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続、連携することにより、ワンストップ化を推進し、これら手続のシングルウィンドウ化を実現する。その際、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステム構築を図る。このため、平成14年度中に、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム間をそれぞれ相互に接続する。平成15年度においては、接続試験等を行ってできるだけ早期に供用開始が図れるようシステム整備を推進する。(ⅢITエ32b(e) ii)、Ⅲ基準2 27、IV運輸オ⑩a)	平成15年度 のできるだけ早い時期	法務省入国管理局総務課出入国情報管理室、入国在留課財務省関税局調査課税関調査室、業務課厚生労働省医薬局食品保健部検疫所業務管理室農林水産省生産局植物防疫課検疫対策室、畜産部衛生課国際衛生対策室経済産業省貿易振興課、貿易管理課国土交通省政策統括官付政策調整官付、港湾局環境・技術課、海上保安庁	産業
506	外国人学生の特定活動ビザ取得要件の緩和	平成2年5月24日法務省告示第131号出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法第1の5の表の下欄に掲げる活動を定め	夏季休暇期間等を利用して本邦企業での実務経験を得ようとする外国人学生の受入れについて、原則として単位取得を前提とした現行の規制を緩和する。	平成15年度 中	法務省	第1次提案	夏季休暇期間等を利用して本邦企業での実務経験を得ようとする外国人学生の受入れについては、原則として単位取得を前提とした現行の規制を緩和するとともに、提出書類を削減する。(IV法務ウ③)	平成15年度 中	法務省入国管理局入国在留課	教育
507	弁護士の兼業制限の緩和	弁護士法第30条	弁護士の公務就任の制限を撤廃すること、弁護士の営業等の従事についての許可制を届出制に移行すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部が第156回国会に提出した。	第156回国会に法案を提出	法務省	第2次提案	弁護士の公務就任の制限を撤廃すること、弁護士の営業等の従事についての許可制を届出制に移行すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部が第156回国会に提出し、平成15年7月18日可決・成立。	2004/4/1措置	法務省大臣官房司法法制課	産業
508	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者に対する包括的な資格外活動許可の付与	出入国管理及び難民認定法第19条	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者が、風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除き、週28時間以内の就労活動を行うことについて、包括的に資格外活動を許可する。	平成15年度 中	法務省	第2次提案	「家族滞在」の在留資格をもって在留する者が、風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除き、週28時間以内の就労活動を行うことについて、包括的に資格外活動を許可した。	平成16年2月措置済	法務省入国管理局入国管理企画官室	産業
509	留学生が卒業後就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内	平成15年度 中	法務省	第2次提案	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動の許可を与えた。	平成16年2月措置済	法務省入国管理局入国管理企画官室	産業
510	ソムリエに関する「技能」の在留資格要件の緩和(経験要件10年→5年)	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能の項の下欄に掲げ	「技能」の在留資格に係る基準を見直し、ぶどう酒の品質の鑑定、評価又は保持に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会において受賞したことがある者又はこれに準ずる者が当該技能を要する業務に従事する場合にあっては、現行10年の実務経	平成15年度 中	法務省	第2次提案	「技能」の在留資格に係る基準を見直し、ぶどう酒の品質の鑑定、評価又は保持に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会において受賞したことがある者又はこれに準ずる者が当該技能を要する業務に従事する場合にあっては、現行10年の実務経験年数の要件を5年に短縮した。	平成16年2月措置済	法務省入国管理局入国管理企画官室	産業
511	日本の医師免許を有する外国人医師に関する「医療」の在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の2号ロの規定に基づき診療所を定める件(平成3年5	日本の医師免許を取得した外国人の「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な地域の診療に関しては、「診療所」における診療に限定されているものを、「病院」にも拡大する。	平成15年度 中	法務省	第2次提案	日本の医師免許を取得した外国人の「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な地域の診療に関しては、「診療所」における診療に限定されているものを、「病院」にも拡大する。	平成16年2月措置済	法務省入国管理局入国管理企画官室	医療
512	戸籍謄抄本の申請・交付方法の簡素化	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条	戸籍手続のオンライン化について、市町村に対してオンラインシステム構築のための標準仕様書を提示する。	平成15年度 中	法務省	第3次提案	戸籍謄抄本の申請及び交付をオンラインにより行うこと等を実現するため、市町村に対してオンラインシステム構築のための標準仕様書を提示する。	平成16年3月措置済	法務省民事局民事第一課	自治

513	永住許可要件の明確化	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条、入国・在留資格要領（平成11年4月30日法務省管第1572号）第5編第2章第24節	永住許可の要件としては、一般的に引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるが、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献が認められる者は当該在留実績について5年以上とされている。「我が国への貢献」が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた具体的・主要な事例を紹介する等により、永住許可要件の明	平成16年度中	法務省	第3次提案	永住許可の要件としては、一般的に引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるが、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献が認められる者は当該在留実績について5年以上とされている。永住を希望する外国人の予見可能性を高めるため、「我が国への貢献」が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた具体的・主要な事例を紹介した。	平成16年3月措置済	法務省入国管理局入国管理企画官室	産業
514	土地区画整理事業施行区域内の土地の分筆登記の取扱いの明確化	不動産登記法第49条第10号、第81条ノ2、不動産登記事務取扱手続準則第123条	土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地の分筆登記について、当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面（実測図）を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図を添付したときは、当該分筆登記申請を受理するものと	平成15年度中	法務省	第4次提案	土地区画整理事業により仮換地指定を受けている従前地の分筆登記について、当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面（実測図）を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図を添付したときは、当該分筆登記申請を受理するものとする。	平成16年3月措置済	法務省	都市
601	韓国人修学旅行生に対する査証免除	外務省設置法（平成11年法律第94号）第4条第13号	韓国人修学旅行生に対する査証免除を実施する。	平成16年度中	外務省	第3次提案	韓国人修学旅行生に対する査証免除を実施した。	平成16年3月1日措置済	外務省外国人課	都市
602	愛知万博見学者の査証手数料の免除	外務省設置法	愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。	平成16年度中	外務省	第4次提案	愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。（Ⅲ法務ウ⑮b）	平成16年度中	外務省	都市
603	インド人IT技術者等の数次査証手続きの簡素化	外務省設置法	インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるように申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限	平成16年度中	外務省	第4次提案	インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるように申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。（Ⅲ法務ウ⑱b	平成16年度中	外務省	産業
604	アジア日系企業ビジネスマン等の数次査証手続きの簡素化	外務省設置法	マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。（Ⅲ法務ウ⑱c）	平成16年度中	外務省	第4次提案	マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。（Ⅲ法務ウ⑱c）	平成16年度中	外務省	産業
701	歳入金の収納について、電子的なシステムを整備	会計法第5条、第6条、第7条歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項	行政手続オンライン化法（継続審査）において、国の行政手数料等の電子納付を可能とするための法制上の手当てを行ったところ。具体的には、歳入金について2003年度までに電子納付を可能とするためのシステムを構築中。	平成15年度中	財務省	第1次提案	行政手続オンライン化法（継続審査）において、国の行政手数料等の電子納付を可能とするための法制上の手当てを行ったところ。具体的には、歳入金について平成16年（2004年）1月に電子納付を可能とするためのシステムを構築中。（ⅢITエ32d(b)、Ⅳ金融オ22）	平成16年1月	財務省主計局法規課	自治
702	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	法務省財務省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記505参照	上記505参照	上記505参照	産業
703	国又は地方公共団体の設置する博物館等における酒類の試験製造の免許の可能化	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（国税庁長官通達）第2編第7条第3項関係の2《試験製造免許の取扱い》	学校において教育のために酒類の試験製造を行う場合には試験製造免許が受けられるとしているが、国又は地方公共団体が設置する博物館等の施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合にも試験製造免許が受けられるよう措置する。	平成15年度中	財務省	第2次提案	酒類の試験製造免許については、「学校における教育のために試験製造を行う場合」など一定の場合に該当するときに付与するとしているが、「国又は地方公共団体が設置した図書館、博物館、公民館その他社会教育に関する施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合」にも付与することが可能となるよう「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」を改正し、実施した（平成15年11月28日付）。	平成15年11月措置済	財務省国税庁課税部酒税課	農業
704	保税地域搬入前の貨物に対する到着時即時輸入許可制度の導入	関税法第67条の2関税法施行令第59条の3	予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく、早期に引き取ることができる到着時即時輸入許可制度を導入する。【関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成15年政令	平成15年9月施行	財務省	第2次提案	予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく貨物到着後、即時に輸入を許可する制度を導入した。	平成15年9月措置済	財務省業務課	産業
705	港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの容認	関税法基本通達67-1-20	海上輸出貨物の予備審査制導入に併せ、港頭地区でコンテナに積み込まれる貨物について、コンテナに詰めたまま輸出申告し、許可を受ける取扱い（コンテナ扱い）を認める。	平成15年度中	財務省	第2次提案	海上輸出貨物の予備審査制導入に併せ、港頭地区でコンテナに積み込まれる貨物について、コンテナに詰めたまま輸出申告（コンテナ扱い）し、許可を受けることのできる取扱いを認めた。	平成16年2月措置済	財務省業務課	産業
706	簡易申告制度の要件の緩和	関税法第7条の2、第7条の5、第7条の6、第7条の8関税法施行令第4条の8	簡易申告制度について、貨物の引取り後の納税申告である特例申告を行う場合に提供する担保提供額を当該貨物を輸入する月の前年の特例申告による納付実績等を基準とした額とするとともに、過去1年間の輸入許可回数に基づく継続要件を年24回以上から6回以上に緩和する。【関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	平成15年4月実施（措置済）	財務省	第2次提案	簡易申告制度について、貨物の引取り後の納税申告である特例申告を行う場合に提供する担保提供額を当該貨物を輸入する月の前年の特例申告による納付実績等を基準とした額とするとともに、過去1年間の輸入許可回数に基づく継続要件を年24回以上から年6回以上とした。	平成15年4月措置済	財務省調査保税課	産業

707	非居住者による保税地域における国内在庫管理の可能化	関税法	非居住者に代わって、本邦において税関手続に関する事項の処理を行う者に係る規定等を新たに整備することにより、輸入(納税)申告等の税関手続を行えるようにする。【関税率法等の一部を改正する法律(平成15年法律第11号)】	平成15年4月実施(措置済)	財務省	第2次提案	非居住者に代わって、本邦において税関手続に関する事項の処理を行う者に係る規定等を新たに整備することにより、輸入(納税)申告等の税関手続を行えるようにした。	平成15年4月措置済	財務省調査保税課	産業
708	総合保税地域の許可要件の緩和(出資比率要件10%以上→3%以上)	関税法施行令第51条の11第2号	総合保税地域の許可を受けようとする者については、一の地方公共団体が10%以上出資している法人であることが要件の一つとされているが、この出資比率要件を3%以上に緩和する。【関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成15年政令第143号)】	平成15年4月実施(措置済)	財務省	第2次提案	総合保税地域の許可を受けようとする者については、一の地方公共団体が10%以上出資している法人であることが要件の一つとされていたが、この出資比率要件を3%以上に緩和した。	平成15年4月措置済	財務省調査保税課	産業
709	返還財産の地方公共団体への管理委託の期間の弾力化	国有財産特別措置法第10条普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて(昭和48年10月23日蔵理第4676号通達)	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、「原則利用、計画的有効活用」へ基本方針を転換し、地方公共団体において実現可能な利用計画を策定した場合に、その利用計画が実現するまでの間、管理委託による暫定的利用を認める弾力化措置を講ずる。	平成15年7月中	財務省	第2次提案	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと基本方針を転換し、地方公共団体において実現可能な利用計画を策定した場合に、その利用計画が実現するまでの間、管理委託による暫定的利用を認める弾力化措置を講じた。【大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて(平成15年7月2日)	平成15年7月措置済	財務省理財局国有財産業務課	自治
710	返還財産の地方公共団体への暫定的な貸付期間の弾力化	普通財産取扱規則第30条第5項第3号普通財産貸付事務処理要領(平成13年3月30日財理第1308号通達)	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、「原則利用、計画的有効活用」へ基本方針を転換し、地方公共団体において実現可能な利用計画を策定した場合に、その利用計画が実現するまでの間、有償貸付けによる暫定的利用を認める弾力化措置を講ずる。	平成15年7月中	財務省	第2次提案	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと基本方針を転換し、地方公共団体において実現可能な利用計画を策定した場合に、その利用計画が実現するまでの間、有償貸付けによる暫定的利用を認める弾力化措置を講じた。【大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて(平成15年7月2日)	平成15年7月措置済	財務省理財局国有財産業務課	自治
711	返還財産の留保地の民間事業者への売却	大口返還財産留保地の取扱いについて(昭和62年6月国有財産中央審議会答申)	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、「原則利用、計画的有効活用」へ基本方針を転換し、地方公共団体による利用計画に沿った形で、民間への売却を可能とする。	平成15年7月中	財務省	第2次提案	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと基本方針を転換し、地方公共団体による利用計画に沿った形で民間への売却を可能とした。【大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて(平成15年7月2日)	平成15年7月措置済	財務省理財局国有財産業務課	産業
712	返還財産の留保地の民間事業者への貸付	普通財産取扱規則第30条第5項	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、「原則利用、計画的有効活用」へ基本方針を転換し、地方公共団体による利用計画の具体化を図るために必要な場合には、民間への貸付け(事業用定期借地権の設定)を認める。	平成15年7月中	財務省	第2次提案	返還財産の留保地については、財政制度等審議会答申(平成15年6月)を受けて、従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと基本方針を転換し、地方公共団体による利用計画の具体化を図るために必要な場合には、民間への貸付け(事業用定期借地権の設定)を認めた。【大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて(平成15年7月2日)	平成15年7月措置済	財務省理財局国有財産業務課	産業
713	既存の製造たばこ特定小売販売業における喫煙設備撤去の容認	たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第24条たばこ事業法施行規則(昭和60年大蔵省令第5号)第20条製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(平成12年12月27)	製造たばこ特定小売販売業については、施設内に喫煙設備(分煙設備を含む。)を設けることとしているが、既存の製造たばこ特定小売販売業者が、施設内の喫煙設備を撤去し全面禁煙としても、当分の間、製造たばこの販売を認めることについて、財政制度等審議会たばこ事業等分科会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。	平成15年度中	財務省	第3次提案	製造たばこ特定小売販売業については、施設内に喫煙設備(分煙設備を含む。)を設けることとしているが、既存の製造たばこ特定小売販売業者が、施設内の喫煙設備を撤去し全面禁煙としても、当分の間、製造たばこの販売を認めることについて、財政制度等審議会たばこ事業等分科会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。	平成16年3月措置済	財務省理財局総務課たばこ塩事業室	都市
714	税務上の取扱いに関する文書照会への回答制度の見直し	事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成14年6月28日課審1-14、課総2-16、課個1-11、課資1-6、課法1-23、課酒1-33、課評1-10、課消1-25、査調	文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別事情に係るものを除外している規定を見直す。その際、手続きの濫用防止等のための措置を講ずる。	平成15年度中	財務省	第3次提案	文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別事情に係るものを除外している規定を見直す。その際、手続きの濫用防止等のための措置を講じた。	平成16年3月措置済	財務省国税庁課税部審理室	産業
801	インターナショナルスクール卒業生の大学入学機会の拡大	学校教育法第56条学校教育法施行規則第69条	大学入学資格の緩和等によりインターナショナルスクールの卒業生の大学入学機会を拡大する。	平成14年度中	文部科学省	第1次提案	インターナショナル・スクールの卒業生に対して、我が国の大学の入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにする。(IV教育イ⑩)	平成14年度中に措置、平成15年4月1日より	文部科学省高等教育局大学課	教育
802	インターナショナルスクール卒業生の高等学校入学機会の拡大	学校教育法第47条学校教育法施行規則第63条就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則	中学卒業程度認定試験の受験資格の緩和等によりインターナショナルスクール卒業生の高等学校入学機会を拡大する。	平成14年度中	文部科学省	第1次提案	インターナショナル・スクールの卒業生に対して、例えば、中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、高等学校への入学機会を拡大する。(IV教育イ⑩)	平成14年度中に措置、平成15年4月1日より実施	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室	教育
803	大学の学部・学科の新設、廃止の簡素化	学校教育法第4条学校教育法施行令第23条	大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更する。	今秋臨時国会に法案提出	文部科学省	第1次提案	大学において、学位の種類・分野の変更を伴わない学部・学科の新設、廃止手続を、認可制から届出制に変更する。(IV教育ウ⑤a)	平成14年11月15日法律成立、平成15年4月1日施行	文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置事務室	教育

804	私立学校設置時の、学校法人の資産条件の緩和	私立学校法第25条学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準	大学等の校舎につき、地方自治体からの全部借用を認めるなど、学校法人が私立学校を設置する際に必要となる学校法人の自己資産条件を緩和する。	平成15年4月1日から施行	文部科学省	第1次提案	大学等の校地の自己所有比率を緩和することや、校舎につき、地方自治体からの全部借用を認めるなど、学校法人が私立学校を設置する際に必要となる学校法人の自己資産条件を大幅に緩和する。(IV教育ウ⑧)	平成15年4月1日から施行	文部科学省 高等教育局 私学部私学行政課	教育
805	大学設置基準の緩和	大学設置基準大学設置審査基準要項大学設置審査基準要項細則	①校舎面積の3倍以上とされている校地面積を、校舎と連動しない形で定めたり、合理的な理由があれば数量基準を緩和するなどの方法により、新たな数量基準を設定する。②校地の2分の1を自己所有要件を緩和する。	平成15年4月1日から施行	文部科学省	第1次提案	大学等の校地面積基準及び校地の自己所有要件については見直しを検討中であるが、例えば、校地面積基準を校舎面積と連動させず、新たな数量基準を設定することなどの方法により大幅に緩和する。(IV教育ウ⑧)	平成15年4月1日から施行	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課私学部私学行政課	教育
806	大学院大学の校地・校舎面積に関する基準の明確化	大学院大学の審査基準について	大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に関する基準を明確化する。	平成14年度中	文部科学省	第1次提案	大学院大学の設置認可に係る校地・校舎面積に関する基準を明確化するため、大学の校舎の面積基準に準じた基準とするなどの方向で検討を行い、告示以上の法令で規定する。(IV教育ウ⑪)	平成14年度中に措置、平成15年4月1日より実施	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課大学設置事務局	教育
807	大学設置の抑制方針の撤廃	平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針	大学の施設や収容定員増を抑制する方針を撤廃する。	平成14年中	文部科学省	第1次提案	大学の施設や収容定員増を抑制する方針は、大学の設置等に対する参入規制として働くと考えられることから大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応できるようにし、また、大学間の自由な競争を促進するため、撤廃する。(IV教育ウ⑦)	平成14年度中に措置、平成15年4月1日より実施	文部科学省 高等教育局 高等教育企画課大学設置事務局	教育
808	複数の大学が連合して大学院を設置する場合の大学院設置基準の緩和	大学院設置基準	複数の大学が連合して大学院を設置する場合に、一定の要件の下で教員の兼務を認める。	平成14年度中	文部科学省	第1次提案	複数の大学が連合して大学院を設置する場合に、一定の要件の下で教員の兼務を認める。なお、要件については、以下のようなものを検討しているところである。○ 独立した大学院としての一体的な運営の確保○ 教育水準の確保・向上○ 学生の学習の便宜(無理のない履修形態の確保)○ 安定的・継続的な運営の確保(IV教育ウ⑫)	平成14年度中に措置、平成15年4月1日より実施	文部科学省 高等教育局 大学課	教育
809	国が取得した特許権等の譲与手続の簡素化	文部科学省所管国有財産取扱規程第40条	国が受託研究により取得した特許権・実用新案権の国以外の者へ譲与する場合に必要な文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とする。	特区法施行と合わせて実施	文部科学省	第1次提案	国が受託研究により取得した特許権・実用新案権の国以外の者へ譲与する場合に必要な文部科学大臣の承認を不要とし、事後通知とする。(IV教育エ⑬)	基本方針閣議決定後の規制の特例事項に係る政省令等の公布等(平成15年3月下旬予定)に合わせ実施	文部科学省 研究振興局 研究環境産業連携課	研究
810	国立大学の施設の使用を認める「大学発ベンチャー」の範囲の拡大	国立大学の施設を国立大学等の研究成果を活用した事業を行う者に使用許可する場合の取扱いについて	大学において行う研究又は教員から教授される知見を基に学生が創業する場合に、国立大学の施設を使用できることを明確化する。	平成14年10月中	文部科学省	第1次提案	大学において行う研究又は教員から教授される知見を基に学生が創業する場合に、国立大学の施設を使用できることを明確化する。(IV教育エ⑭)	平成14年10月31日に措置済	文部科学省 研究振興局 研究環境産業連携課	研究
811	国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化	国家公務員法第104条	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、一定の基準・手続の下で実施で保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得しやすいようにする方策を検討し結論を得て、措置する。	平成15年度中	総務省文部科学省	第1次提案	上記416参照	上記416参照	上記416参照	研究
812	保育士資格所有者による幼稚園教諭資格取得の容易化	教育職員免許法第3条第1項、児童福祉法施行令第13条	保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得しやすいようにする方策を検討し結論を得て、措置する。	平成15年度中	文部科学省	第2次提案	保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得しやすいようにする方策を検討し結論を得て、措置した。	平成16年3月措置済	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課(教職員課)	福祉
813	高等学校設置基準の弾力化	高等学校設置基準	高等学校設置基準を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、校地、校舎、設備等の基準を弾力化する。	平成15年度中	文部科学省	第2次提案	高等学校設置基準を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、校地、校舎、設備等の基準を弾力化する。	平成16年3月措置済	文部科学省 初等中等教育局 高等教育企画課教育制度改革室	教育
814	幼稚園施設を活用した学童保育の実施が可能であることの明確化	児童福祉法第34の7	幼稚園施設を活用した学童保育の実施が可能であることを明確化する。【幼稚園における放課後児童健全育成事業の実施について(平成15年5月12日初幼教第2号)】	平成15年5月12日実施(措置済)	文部科学省	第2次提案	幼稚園施設を活用した学童保育の実施が可能であることを明確化し、その旨通知を行なった。	平成15年5月12日措置済	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課	教育
815	校舎等以外の場所における学部教育の可能化(社会人等)	大学設置基準第25条	大学(学部・学科)において社会人等を対象に校舎等以外の場所で教育を行うことを可能とする。【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)】	平成15年4月1日施行(措置済)	文部科学省	第2次提案	大学(学部・学科)において社会人等を対象に校舎等以外の場所で教育を行うことを可能とした。	平成15年3月31日措置済	文部科学省 高等教育局 大学課	教育
816	専門職大学院が分校を設置した場合の教員数の取扱いの明確化	大学院設置基準第8条～第9条の2	専門職大学院が、分校を設置した場合の教員数の取扱いについて明確化する。【学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(平成15年3月31日15	平成15年4月1日施行(措置済)	文部科学省	第2次提案	専門職大学院が、分校を設置した場合の教員数の取扱いについて明確化した。	平成15年3月31日措置済	文部科学省 高等教育局 大学課	教育

817	専門職大学院の必置教員数の緩和	高度の専門性を要する職業等に必要高度能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部	専門職大学院については、平成14年度中に策定予定の専門職大学院設置基準において、従来の専門大学院にかかる必置教員数より緩和する。【専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）】	平成15年4月1日施行（措置済）	文部科学省	第2次提案	専門職大学院については、平成14年度中に策定予定の専門職大学院設置基準において、従来の専門大学院にかかる必置教員数より緩和した。	平成15年3月31日措置済	文部科学省 高等教育局 大学課	教育
818	校舎等以外の場所において大学院教育を実施する場合の距離制限弾力化	大学院設置審査基準要項細則（平成13年大学設置分科会長決定）11	校舎等以外の場所において大学院教育を実施する場合については、一律に一定の距離制限を課すのではなく、教育研究上の支障の有無を総合的に判断することにより、弾力的に距離を取り扱うことを可能とする。【大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成15年文部	平成15年4月1日施行（措置済）	文部科学省	第2次提案	校舎等以外の場所において大学院教育を実施する場合については、一律に一定の距離制限を課すのではなく、教育研究上の支障の有無を総合的に判断することにより、弾力的に距離を取り扱うことを可能とした。	平成15年3月31日措置済	文部科学省 高等教育局 大学課	教育
819	短寿命放射性同位元素廃棄物に対する放射性廃棄物規制の撤廃	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第19条他	陽電子放出断層撮影（PET）による診断等で用いられる短半減期放射性核種のみを含む廃棄物については、原子力安全委員会、放射線審議会に諮り、放射性廃棄物としての適用を除外できるよう措置する。	平成15年度中	文部科学省	第2次提案	陽電子放出断層撮影（PET）による診断、研究で用いられる短半減期放射性核種のみを含む廃棄物については、原子力安全委員会（平成15年10月）、放射線審議会（平成15年12月）に諮り、放射性廃棄物としての適用を除外できるよう措置する。	平成16年3月措置済	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	産業
820	公立社会教育施設整備費補助金により整備された社会教育施設の財産処分手続の簡素化	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成10年3月31日付け生涯学習局長裁定）	公立社会教育施設整備費補助金により整備された施設の他施設への転用、処分につき、従前行ってきた社会教育活動が担保されることを条件に、現行、施設整備後概ね10年以上の経過を要するとしているものを、経過期間を伴わなくとも柔軟に対応できるよ	平成15年度中	文部科学省	第2次提案	公立社会教育施設整備費補助金により整備された施設の他施設への転用、処分につき、従前行ってきた社会教育活動が担保されることを条件に、現行、施設整備後概ね10年以上の経過を要するとしているものを、経過期間を伴わなくとも柔軟に対応できるよう15年度中に措置する。	平成16年3月措置済	文部科学省 生涯政策局 社会教育課	教育
821	教育支援センター（適応指導教室）の運営のNPO法人への委託の容認	登校拒否問題への対応について（平成4年9月24日文初中330号初等中等教育局長通知）	不登校児童生徒に対する指導を行う地方公共団体の教育支援センター（適応指導教室）の運営のNPO法人への委託を容認し、その旨通知等を行う。	平成15年度中	文部科学省	第2次提案	不登校児童生徒に対する指導を行う地方公共団体の教育支援センター（適応指導教室）の運営のNPO法人等への委託を容認し、その旨通知等を行った。	平成15年7月7日措置済	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課	教育
822	高等学校通信教育規程の弾力化	高等学校通信教育規程	高等学校通信教育規程を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、通信制課程の設備、編制その他の基準を弾力化する。	平成15年度中	文部科学省	第4次提案	高等学校通信教育規程を改正し、地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、通信制課程の設備、編制その他の基準を弾力化する。	平成16年3月措置済	文部科学省	教育
823	専修学校の校舎面積基準の弾力化	専修学校設置基準第24条	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積	平成16年度中	文部科学省	第4次提案	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。（Ⅲ教育	平成16年度中	文部科学省	教育
824	「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化	文部科学省「学校給食衛生管理の基準」（平成9年4月1日制定、平成15年3月31日一部改訂）のⅧ-1-エ、Ⅷ-4-エ	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム（加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム）を導入することが可	平成16年度中	文部科学省	第4次提案	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム（加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム）を導入することが可能であることを明確化する。（Ⅲ教育イ	平成16年度中	文部科学省	教育
825	職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化	学校保健法施行規則第9条	職員の健康診断については、6月30日までにを行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。	平成16年度中	文部科学省	第4次提案	職員の健康診断については、6月30日までにを行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。（Ⅲ教育イ①	平成16年度中	文部科学省	教育
901	一般労働者派遣事業に係る手続きの緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項	一般労働者派遣事業に係る手続きを事業所毎の手続きから本社一括の手続きに緩和することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	すべての事業所に許可が必要としている現行の労働者派遣事業の許可制については、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度の緩和を行うことを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。（Ⅳ雇用イ①a）	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
902	特定労働者派遣事業の事業所が複数ある場合に全ての事務所を一本化して届出及び事業所単位の届出書類の削減	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第16条第1項	特定労働者派遣事業の事務所が複数ある場合に全ての事務所を一本化して届出及び事業所単位の届出書類の削減について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	労働者派遣事業に係る手続きを事業所毎の手続きから本社一括の手続きに緩和すること、届出書類を削減することを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案提出等所要の措置を講ずる。（Ⅳ雇用イ①f(b)）	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
903	紹介予定派遣契約における労働者を特定する行為の制限の緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項	紹介予定派遣において、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知すること等法制度を含む現行制度の見直しを行う。（Ⅳ雇用イ①e）	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
904	労働者派遣における派遣期間の延長	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の第2項	派遣就業の場所毎に同一の業務について、派遣元事業主から1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	派遣期間の制限に関しては、法律に基づく1年の期間制限について、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。（Ⅳ雇用イ①b）	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業

905	労働者派遣における物の製造業務への派遣対象業務の拡大	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則4	物の製造の業務への労働者派遣事業を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	現行派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用イ①d(a))	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
906	労働者派遣におけるいわゆる26業務への派遣期間の延長または撤廃	労働者派遣事業関係業務取扱要領第7.2	同一の派遣労働者について同一の業務に対し3年を超えて継続して労働者派遣を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	派遣期間の制限に関しては、行政指導に基づく3年の期間制限について、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用イ①b)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
907	有期労働契約における契約期間の延長	労働基準法第14条	1年(一定のものについては3年)を超える期間を契約期間とする労働契約の締結を可能とすることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用イ②a)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 労働基準局 総務課	産業
908	有期労働契約における専門的な知識、技術又は経験を有する者の基準の緩和	労働基準法第14条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準二	修士の学位を有する者について、就こうとする業務に2年以上従事した経験を有するものとの条件を撤廃することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	原則1年の契約期間の上限を3年に延長し、現在、一部の専門職に認められている契約期間3年をすべての労働者に拡大することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用イ②a)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 労働基準局 総務課	産業
909	企画業務型裁量労働制に係る基準及び手続きの緩和	労働基準法第38条の4	企画業務型裁量労働制について、適用対象事業所の拡大または適用対象業務の拡大を行い、専門業務型裁量労働制と同程度の手続きで実施可能とすることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	企画業務型裁量労働制については、導入手続きが煩雑であり、適用対象事業場等が限定的であることから、その手続きの大幅な簡素化や適用対象事業場等の拡大を図ることを検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用イ③b)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 労働基準局 総務課	産業
910	有料職業紹介事業者の求職者からの手数料徴収に係る制限の緩和	職業安定法施行規則第20条	手数料を徴収することができる求職者の範囲の拡大(職業の種類拡大及び年収要件の引下げ)について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引下げ、職種の拡大により対象者の拡大を図ることについて検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。(IV雇用ア②a)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
911	有料職業紹介事業の許可基準の緩和	職業安定法第31条第1項第1号	有料職業紹介事業の許可基準の緩和について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	有料職業紹介事業の許可に係る申請者の財産的基礎に関する許可基準の緩和について、検討し、措置する。(IV雇用ア②d(b))	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
912	無料職業紹介事業に係る手続きの緩和	職業安定法第33条第1項	無料職業紹介事業の届出制について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	学校等以外の者の行う無料職業紹介事業の許可制については申請者の存立目的、形態、規約等から必要かつ適当であると認められる範囲の職業紹介を行うものであることを許可要件とする等、裁量行政の余地を残しているという点で問題があるとの指摘もある。届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用ア②c(a))	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
913	地方公共団体における無料職業紹介事業の実施	民営職業紹介事業の業務運営要領4(4)イ(イ)	地方公共団体における無料職業紹介事業について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要があり、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにすることを、検討し、措置する。(IV雇用ア②c(a))	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 総務課	自治
914	有料職業紹介事業者の兼業禁止規制の緩和	職業安定法第33条の4	有料職業紹介事業者が禁止されている業務を兼業し、または、禁止されている業務を行っている者が有料職業紹介事業を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	職業紹介事業に係る兼業規制については、これを原則として撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。(IV雇用ア②d(a))	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業
915	紹介予定派遣の推進	職業安定法第44条	紹介予定派遣において、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知すること等法制度を含む現行制度の見直しを行う。(IV雇用イ①e)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課	産業

916	有料職業紹介事業者における職業紹介責任者の選任人数に係る緩和	職業安定法施行規則第24条の6第2項	当該事業所の有効求職者数500人当たり1人の職業紹介責任者を選任しなければならないとする規制の緩和について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省	第1次提案	責任の所在を明確にするためにも、職務内容の見直しを前提に、職業紹介責任者の設置要件(人数)の大幅な見直しについて検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずる。(Ⅳ雇用ア②g)	第156回通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省職業安定局民間需給調整課	産業
917	社会保険労務士による個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争調整委員会によるあっせんにおける紛争当事者の代理	社会保険労務士法第2条	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案(議員立法。参議院で継続審議)に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることが盛り込まれている。	平成15年4月1日施行予定	厚生労働省	第1次提案	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号、平成14年11月27日公布)の円滑な施行を図る。(Ⅳ雇用エ②)	改正法施行(平成15年4月1日)後適宜実施	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課	産業
918	ボイラー等の製造時等検査の簡略化	労働安全衛生法第38条第1項、第44条	国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する場合の安全の確認を迅速化し、製造時等検査の簡略化を図る。	平成14年度中	厚生労働省	第1次提案	国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する場合の安全の確認を迅速化するため、ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格を国際的な規格に対応できるように、現在詳細な仕様規定となっている材料、強度計算式、工作方法等について性能規定化を行い、製造時、輸入時の検査の簡略化を図る。(Ⅳ危険オ①a)	平成14年度中	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	産業
919	ボイラー等の性能検査に関する自主検査の容認	労働安全衛生法第41条第2項、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条、第73条	ボイラー等の性能検査について、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自主検査等のインセンティブ制度を導入する。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	ボイラー、第一種圧力容器の性能検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自主検査等のインセンティブ制度を導入する。(Ⅳ危険オ②a)	平成15年度中	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	産業
920	工場が分社化した場合のボイラー等に係る連続運転認定の承継	平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」平成14年3月29日付け基安安発第0329001号「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項について」平成14年6月21日付け基安安発第0621001号「ボイラー等の連続運転認定要領に	一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、適正な安全管理が実施される場合には、ボイラー等の連続運転認定の承継を可能とする。	平成14年度中	厚生労働省	第1次提案	一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、適正な安全管理が実施される場合には、ボイラー、第一種圧力容器の連続運転認定の承継を可能とする。(Ⅳ危険オ⑤)	平成14年度中	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	産業
921	圧力容器設計時の許容応力の安全率の緩和	圧力容器構造規格第4条	国際的な規格(ASME(米)規格含む)と同等の基準の採用を可能とする。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	構造規格の性能規定化の観点から、国際的な規格(ASME(米)規格含む)と同等の基準の採用を可能とする。(Ⅳ危険オ⑧)	平成15年度中	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	産業
922	特別医療法人が行うことができる収益業務の拡大	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務(平成10年厚生省告示第1	特別医療法人について、業務範囲の拡大を行う。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	特別医療法人が行うことができる厚生労働大臣が定める収益事業について、業務範囲の拡大を行う。(Ⅳ医療ウ⑧)	平成15年度中	厚生労働省医政局指導課	医療
923	高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃	医療法施行規則第30条の32第1項に規定する特定の病床等の特例について(平成10年7月24	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。	平成14年度中	厚生労働省	第1次提案	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。(Ⅳ医療ア④)	平成14年度中	厚生労働省医政局指導課	医療
924	高度先進医療制度の見直し①特定療養費制度の対象の拡大②「特定承認保険医療機関」の承認要件等の高度先進医療制度の見直し	①健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成6年8月厚生省告示第236号)②保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条の2(昭和32年厚生省令第15号)保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2(昭和32年厚生省令第13号)特定承認保険医療機関及び特定承認療養	①薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。②臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。	①改正薬事法の施行により実施②平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	①薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取り扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。②臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件(病床要件等)や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。(Ⅳ医療ア⑤)	①改正薬事法の施行により実施②平成15年度中	厚生労働省保険局医療課	医療
925	臨床修練について、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	・医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(通知発出)・臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正)・臨床修練の許可の審査期間	平成14年度中	厚生労働省	第1次提案	・医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(通知発出)・臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正)・臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。(運用)(Ⅳ医療イ⑩)	平成14年度中	厚生労働省医政局医事課	医療



926	対面診療が困難な場合以外の状況下での遠隔診療の適用	情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成9年12月24日健政発第1075号）	対面診療が困難な場合（離島、へき地など）だけではなく、遠隔医療により適切な医療サービスが提供される場合（在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など）にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とする（通知	平成14年度中	厚生労働省	第1次提案	IT技術の進展に伴う遠隔診療については、対面診療を補完するものという基本的考え方を前提としつつ、例えば、僻地に限定することなく多様な場面での診療としても可能であることを明確にした上で、これを周知徹底し、促進する。（Ⅳ医療ア⑬、ⅢITエ⑦b）	平成14年度中	厚生労働省医政局医事課	医療
927	特定機能病院の病床数基準の緩和	医療法施行規則第6条の5	現行500床とされている病床数基準の緩和を行う。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	現行500床とされている病床数基準の緩和を行う。（Ⅳ医療ウ⑨）	平成15年度中	厚生労働省医政局総務課	医療
928	未承認薬、欧米認可薬剤の利用の自由化	薬事法第14条第1項、第3項、第23条第1項	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省	第1次提案	薬事法改正により、未承認の薬剤については平成15年7月までに、未承認の器具機械については平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に提供することを可能とする。（Ⅳ比較的リスクの少ない医療機器については、平成17年7月までに第三者評価機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認め	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省医薬局審査管理課	医療
929	新しい医薬品や医療用具の審査における指定調査機関の要件緩和	薬事法第14条第3項	比較的リスクの低い医療機器については第三者認証機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認め	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省	第1次提案	薬事法改正により、平成17年7月までに現行の品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面だけではなく必要に応じて製造現場での確認をも行う承認審査システムを導入するとともに、製品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度は廃止す	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省医薬局審査管理課	医療
930	医療用具製造者の製造品目の変更・追加に係る許可制度の届出制度への変更	薬事法第14条第3項	薬事法改正により、現行の品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面だけではなく必要に応じて製造現場での確認をも行う承認審査システムを導入するとともに、製品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度は廃止す	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省	第1次提案	薬事法改正により、未承認の薬剤については平成15年7月までに、未承認の器具機械については平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に提供することを可能とする。（Ⅳ配置販売業の業務を行うために必要な知識経験の基準について、薬事に関する専門講習を受けた場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか検討し、速やかに実施する。（Ⅳ医療イ25）	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省医薬局審査管理課	医療
931	侵襲性が低い新規医療器具や医薬品の本人承諾による迅速な使用	薬事法第12条	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省	第1次提案	薬事法改正により、未承認の薬剤については平成15年7月までに、未承認の器具機械については平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に提供することを可能とする。（Ⅳ配置販売業の業務を行うために必要な知識経験の基準について、薬事に関する専門講習を受けた場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか検討し、速やかに実施する。（Ⅳ医療イ25）	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省医薬局審査管理課	医療
932	配置販売業に必要な知識経験の基準である実務経験年数に、薬事に関する専門講習の受講	薬事法施行令第7条	配置販売業の業務を行うために必要な知識経験の基準について、薬事に関する専門講習を受けた場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	薬事法改正により、合成ペプチド等未承認の薬剤については平成15年7月までに、医師主導の治験に提供することを可能とする。（Ⅳ医療イ26）	平成15年度中	厚生労働省医薬局総務課	医療
933	合成ペプチド等を使った薬物の医師主導の治験への対象化	改正薬事法第80条の2第2項に定める厚生労働省令	薬事法改正により導入される医師主導の治験において、合成ペプチド等も対象とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省	第1次提案	現在、公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、厚生労働大臣による指定制度を改め、現行の指定検査機関と同等の公正・中立性や検査能力等を有する民間法人等も登録検査機関として登録できることとするにつき、「食品衛生規制の見直しに関する骨子案」（平成14年11月8日公表）の中に盛り込み、作業を進めているところ	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省医薬局審査管理課	医療
934	幼稚園教諭・保育士資格の相互取得の容易化	児童福祉法第18条の6、児童福祉施設最低基準第33条	幼稚園教諭資格所有者が新たに保育士資格を取得しやすい方策について検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の筆記試験のうち、幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必要な習得科目に含まれている科目については試験を免除するなど、保育士試験の軽減措置を検討し、速やかに実施する。（Ⅳ福祉イ⑫b(a)）	平成15年度中	厚生労働省保育課	福祉
935	食品指定検査機関の指定要件の緩和	食品衛生法第19条の4	公益法人により行われている検査命令に伴う食品検査の在り方について、民間検査機関も指定の対象とすることや、検査機関の指定を登録に変更すること等を、食品衛生法の抜本的改正の中で措置を予定。	平成15年中に改正予定	厚生労働省	第1次提案	現在、公益法人に限定されている命令検査を実施する検査機関について、厚生労働大臣による指定制度を改め、現行の指定検査機関と同等の公正・中立性や検査能力等を有する民間法人等も登録検査機関として登録できることとするにつき、「食品衛生規制の見直しに関する骨子案」（平成14年11月8日公表）の中に盛り込み、作業を進めているところ	第156回通常国会に法案提出を予定	厚生労働省食品保健部企画課	福祉
936	温泉利用型健康増進施設の認定要件の緩和	健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第4条	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の認定要件について検討し、速やかに実施する。	平成14年度中に結論、平成15年度中までに実	厚生労働省	第1次提案	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の認定要件について検討し、速やかに実施する。（Ⅳ医療工①）	平成14年度中に結論、平成15年度中までに実	厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室	福祉
937	農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃	旅館業法第2条、第3条旅館業法施行令第1条第3項旅館業法施行規則第5条第1項	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととするについて検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととするについて検討し、速やかに実施する。（Ⅳ医療工②）	平成15年度中の早い時期	厚生労働省健康局生活衛生課	農業
938	社会保険労務士の法人化	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）において「社会保険労務士法	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）に社会保険労務士を社員とする社会保険労務士法人制度の創設について盛り込まれている。	平成15年4月1日施行予定	厚生労働省	第1次提案	社会保険労務士を社員とする社会保険労務士法人制度の創設について盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成14年法律第116号）が平成14年11月27日に公布されたところであるが、その円滑な施行を図る。（Ⅲ資格(1)⑭）	改正法施行（平成15年4月1日）後適宜実施	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課	産業
939	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	法務省財務省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記505参照	上記505参照	上記505参照	産業

940	検疫の24時間化	—	具体的な要請に基づき、開庁時間延長等の運用により対応する。	平成15年度中	厚生労働省	第1次提案	24時間化については、現在、財務省関税局において実施している「税関の執務時間外における通関体制の試行」において利用実績等の調査を行っているところであり、この結果に基づき、貨物到着前の届出制度や開庁時間延長の運用により対応する。(IV運輸才20)	平成15年度中	厚生労働省 医薬局食品 保健部検疫 業務管理室	産業
941	社会福祉施設等への医療関連業務の労働者派遣の容認	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号、同法施行	社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣を解禁する。【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第120号）】	平成15年3月施行（措置済）	厚生労働省	第2次提案	社会福祉施設等における医療関連業務について、労働者派遣の対象とする政令改正を行い、平成15年3月28日に施行した。	平成15年3月28日措置済	厚生労働省 医政局総務課	医療
942	外国人医師について当該国の国民の診療に限定した受入れの拡大	医師法	現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診療対象を当該国民に限定する等の条件の下、受け入れる措置	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	現行の外国との医師の相互受入れを拡大し、相手国による日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験に合格した外国人医師を、診療対象を当該国民に限定する等の条件の下、受け入れる措置を講ずる。	平成16年3月措置済	厚生労働省 医政局医事課	医療
943	健常者を対象とした第1相臨床試験用病床に対する特定の病床等の特例の拡大	医療法施行規則第30条の32の2第1項	健常者を対象とした第1相臨床試験を行うための専用病床について、国内における治験を推進するため特に必要があると認められる場合には、病床過剰地域においても例外的に当該病床の整備を認める。	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	健常者を対象とした第1相臨床試験を行うための専用病床について、国内における治験を推進するため特に必要があると認められた場合には、病床過剰地域においても例外的に当該病床の整備を認める。	平成16年3月措置済	厚生労働省 医政局指導課	医療
944	管理薬剤師配置の必要のない配送拠点の明確化	薬事法第26条、薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令	送り主により梱包された医薬品を、配送のため一時的に留め置くような配送拠点については、実体的に医薬品の販売又は授与が行われるものではなく、同拠点における薬剤師の配置は不要であることとしている旨、周知する。	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	医薬品の卸売一般販売業のいわゆる配送センターや分置倉庫の取扱いについては、これまで通知等により、実態的に医薬品の販売又は授与が行われるものでなければ、販売業の許可にかからしめる店舗とは見なしておらず、この旨を平成15年6月13日に行われた、全国薬事監視等担当係長会議において各都道府県に改めて周知した。	平成15年6月13日措置済	厚生労働省 医薬食品局 総務課	医療
945	治験の届出の電磁的方法の容認	薬事法第23条（第14条第1項の準用）	医師・医療機関が主体となつて行う治験に関する内容を含む改正薬事法の施行時に、電磁的方法による届出を可能とする。	平成15年7月	厚生労働省	第2次提案	医師・医療機関が主体となつて行う治験に関する内容を含む改正薬事法の施行については、平成15年6月に省令改正の通知を発出し、同7月より施行しており、同時に、電磁的方法による届出を可能とした。	平成15年7月30日措置済	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課	医療
946	第一種圧力容器同士を接続する配管について、第一種圧力容器の対象範囲から除かれる	労働安全衛生法施行令第1条第5号に係る解釈	第一種圧力容器同士を接続する内径300ミリメートル（300A）以上の配管について、第一種圧力容器の対象範囲から除かれる場合を通知により明確化する。	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	第一種圧力容器同士を接続する内径300ミリメートル（300A）以上の配管について、第一種圧力容器の対象範囲から除かれる場合を、平成15年度中に通知により明確化する。	平成16年3月措置済	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課	産業
947	ボイラー等の連続運転の認定に関する変更申請が不要な「軽微な変更」の範囲の明確化	労働安全衛生法第41条第2項ボイラー及び圧力容器安全規則第40条、第75条ボイラー等の連続運転に係る認定制度について（平成14年3月29日付け基発第	ボイラー等の連続運転の認定制度において、認定事業場で組織及び安全管理、運転管理、保安全管理、自動制御装置等を変更する場合における、軽微な変更として変更の認定を受ける必要がない範囲を通知により明確化する。	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	ボイラー等の連続運転の認定制度において、認定事業場で組織及び安全管理、運転管理、保安全管理、自動制御装置等を変更する場合における、軽微な変更として変更の認定を受ける必要がない範囲を、平成15年度中に通知により明確化する。	平成16年3月措置済	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課	産業
948	教育訓練給付の要件（被保険者であった期間）の緩和	雇用保険法第60条の2第1項、第60条の2第2項	若年者の利用機会を確保する等のため、被保険者であった期間に係る要件を5年から3年まで引き下げるとともに、被保険者であった期間に応じて上限額に格差を設けることとする。【雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）】	平成15年5月1日施行（措置済）	厚生労働省	第2次提案	若年者の利用機会を確保する等のため、被保険者であった期間に係る要件を5年から3年まで引き下げるとともに、被保険者であった期間に応じて上限額に格差を設けること等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）を施行したところ。	平成15年5月1日措置済	厚生労働省 職業安定局 雇用保険課	福祉
949	知的障害者及び障害児の短期入所事業実施施設の規制緩和	(1) 知的障害者福祉法第4条第4項知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第66条、第67条(2) 児童福祉法第6条の2第4項 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第66条、第67条(3) 老人福祉法第5条の2第4項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営	障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みである支援費制度の下において、事業者が保護者と緊密な連携を取り、知的障害者及び障害児へのきめ細かな配慮が行われる場合には、知的障害者及び障害児が介護保険法による短期入所生活介護事業所を利用した場合においても、支援費を支給可能とする。	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みである支援費制度が平成15年度から施行されたことに伴い、事業者が保護者と緊密な連携を取り、知的障害者及び障害児へのきめ細かな配慮が行われる場合には、知的障害者及び障害児が介護保険法による短期入所生活介護事業所を利用した場合においても、支援費を支給可能とした。	平成15年8月29日措置済	厚生労働省 社会・援護 局障害保健 福祉部障害 福祉課・老 健局振興課	福祉
950	地方公共団体が設置する養護老人ホームの管理を株式会社等が行うことの容認	老人福祉法第15条第1項から第5項までに係る解釈	地方公共団体が設置する養護老人ホームの管理について、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による公の施設の管理の新たな仕組みに基づき、株式会社等がこれを行うことを認める旨通知する。	公の施設の管理に係る地方自治法の一部を改正する法律	厚生労働省	第2次提案	地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行に合わせ、自治体が設置する養護老人ホーム等の管理について、指定管理者制度に基づき、株式会社等がこれを行うことができる旨の通知を発出した。（「社会福祉施設における指定管理者制度について」（平成15年8月29日老計	平成15年8月29日措置済	厚生労働省 老健局計画課	福祉

951	特別養護老人ホームの構造設備基準の簡素化	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	特別養護老人ホームの構造設備基準について、小規模生活単位型の基準から、介護職員室、看護職員室、機能訓練室を削除する等の簡素化を行う。【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第15号）】	平成15年4月1日施行（措置済）	厚生労働省	第2次提案	特別養護老人ホームの構造設備基準について全般的な見直しを行い、「小規模生活単位型」の介護職員室などを必ず設けなければならない設備から削り、昨年8月に緩和した基準についてさらなる規制緩和を実施した。（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」改正（平成15年4月））	平成15年4月1日措置済	厚生労働省 老健局計画課	福祉
952	保養所の用途廃止後から売却までの間の賃貸の可能化	運用（健康保険法施行令第23条に基づく重要財産処分の認可関連）	保養所の用途廃止後、売却までの間、賃貸借の必要性等について判断した上で当該施設の賃貸借を認める。	平成15年度中	厚生労働省	第2次提案	保養所の用途廃止後、売却までの間、賃貸借の必要性等について判断した上で当該施設の賃貸借を認める。	平成16年3月措置済	厚生労働省 保険局保険課	福祉
953	非医師による自動体外式除細動器（AED）の使用の容認	医師法（昭和23年法律第201号）第17条	自動体外式除細動器（AED）を、例えば、次の場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反とならないものと考えられること（1）医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること（2）使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること（3）使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること（4）使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること	平成16年度中	厚生労働省	第3次提案	自動体外式除細動器（AED）を、例えば、次の場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反とならないものと考えられることを明らかにする旨の構造改革特別区域推進本部決定を受け、11月に、医学専門家を始め、心疾患患者の救命救急の問題に関わる関係団体代表を含む有識者からなる検討会を設置し、AED使用の条件の在り方等について検討を開始したところであり、平成16年度前半を目途に結論を得ることとしている。（1）医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること（2）使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること（3）使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること（4）使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること	平成16年度	厚生労働省 医政局医事課、指導課	医療
954	地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認	特別保育事業の実施について（平成12年3月29日児発第247号）	現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認める	平成16年4月	厚生労働省	第3次提案	現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。（Ⅲ）	平成16年4月	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	福祉
955	新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認	不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について（平成12年3月30日児発第297号）	待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。（1）保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること（2）賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に	平成16年度中	厚生労働省	第3次提案	待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。（1）保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること（2）賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に	平成16年度中	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	福祉
956	義務教育修了前の演劇子役の就労可能時間の延長	労働基準法（昭和22年法律第49号）第61条第5項	義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時までに延長することを検討し、措置する。ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要がある	平成16年度中	厚生労働省	第3次提案	義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時までに延長することを検討し、平成16年度中に措置する。ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。（Ⅲ）	平成16年度中	厚生労働省 労働基準局 監督課	産業
957	3級技能検定の受検要件の緩和	職業能力開発促進法施行規則第64条の4	現行は工業高校等の卒業見込み者に限っている3級技能検定の受検資格について、検定職種に関する工業高校等で教育・訓練中の全ての者に付与する。	平成16年4月1日	厚生労働省	第4次提案	現行は工業高校等の卒業見込み者に限っている3級技能検定の受検資格について、検定職種に関する工業高校等で教育・訓練中の全ての者に付与する。	平成16年4月1日措置	厚生労働省	産業
958	病院における専門性の高い検体検査の受託の容認	医療法第21条第1項医療法施行規則第20条臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20	病院における専門性の高い検体検査業務の受託について、①営利を目的としないこと、②病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、という要件を満たす場合には、業として行うことを可能と	平成15年度中	厚生労働省	第4次提案	病院における専門性の高い検体検査業務の受託について、①営利を目的としないこと、②病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと、という要件を満たす場合には、業として行うことを可能とする。	平成16年3月措置済	厚生労働省	医療
959	人員及び設備要件を緩和した単独型身体障害者短期入所事業の容認	民間事業者による日帰り介護（デイサービス）事業指針及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針について（平成9年12月17日障障第183号・老	単独型身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	#####	厚生労働省	第4次提案	単独型身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。	平成16年4月1日措置	厚生労働省	福祉
960	介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所における身体障害者等の受入の容認	指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成14年12月26日障発第1226002号）第5章第1節（3）	事業者が保護者と緊密な連携を取り、利用者へのきめ細かな配慮が行われる等利用者に対する適切なサービスの提供が行われる場合には、介護保険法上の基準該当短期入所生活事業所について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法上の指定短期入所事業所としての指定を可能とする。	#####	厚生労働省	第4次提案	事業者が保護者と緊密な連携を取り、利用者へのきめ細かな配慮が行われる等利用者に対する適切なサービスの提供が行われる場合には、介護保険法上の基準該当短期入所生活事業所について、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法上の指定短期入所事業所としての指定を可能とする。	平成16年4月1日措置	厚生労働省	福祉
961	保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認	地方自治法第243条児童福祉法	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。	第159回国会に法案を提出済（平成17年4月1日施行）	厚生労働省	第4次提案	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。（Ⅲ 福祉イ⑮）	第159回国会に法案を提出済（平成17年4月1日施行）	厚生労働省	自治
962	要介護認定の更新認定に係る有効期間の拡大	介護保険法施行規則第41条第2項、第55条第2項	更新の場合の認定の有効期間を原則6ヶ月から原則12ヶ月に拡大し、さらに、重度の要介護状態などの場合は、その上限を12ヶ月から最大24ヶ月までとすることができるようにする。	#####	厚生労働省	第4次提案	更新の場合の認定の有効期間を原則6ヶ月から原則12ヶ月に拡大し、さらに、重度の要介護状態などの場合は、その上限を12ヶ月から最大24ヶ月までとすることができるようにする。	平成16年4月1日措置	厚生労働省	福祉

1001	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関係）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	法務省財務省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記505参照	上記505参照	上記505参照	産業
1002	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	総務省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記406参照	上記406参照	上記406参照	都市
1003	肉骨粉の焼却灰の肥料利用の可能化	肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）	肉骨粉の焼却灰の肥料利用について、S E技術検討会・S E 対策検討会での結論を得て、肉骨粉等の肥料利用に係る一時停止の要請を解除する。”	平成15年度中	農林水産省	第2次提案	肉骨粉の焼却灰の肥料利用について、今後、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問し、その結果、牛の特定危険部位及びせき柱を原料から除いた牛の肉骨粉の焼却灰を肥料として利用することについての食品健康影響については無視できる程度であるとの判断が得られた場合は、製造及び出荷の停止の要請を解除する方向で検討する。（Ⅲ 農水特定農地貸付法及び市民農園整備促進法は、レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培を対象としているが、市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲について通知する。	平成16年度中	農林水産省消費・安全局農産安全管理課	産業
1004	市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化	通達（特定農地貸付法第2条第2項第2号及び市民農園整備促進法第2条第2項第1号関係）	特定農地貸付法及び市民農園整備促進法は、レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培を対象としているが、市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲について通知する。	平成15年度中	農林水産省	第2次提案	農地保有の合理化を促進する観点から特に必要と認められる場合には、新規就農希望者への貸付けを目的とした農地取得が可能となるよう通知する。	平成16年3月措置済	農林水産省農村振興局地域振興課	農業
1005	農地保有合理化法人による新規就農者への貸付けを目的とした農地取得の可能化	農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日12 構改846 号）別	農地保有の合理化を促進する観点から特に必要と認められる場合には、新規就農希望者への貸付けを目的とした農地取得が可能となるよう通知する。	平成15年度中	農林水産省	第3次提案	住宅に附随する小規模な土地が、自家消費や隣近所への配布程度の作物栽培を行うような家庭菜園として利用されるなど、その性格・機能等からみて、社会通念上権利移動等の規制の対象とすべきものと認められないものについては、農地法上の農地ではない旨の解釈を通知により明確化する。	平成16年3月措置済	農林水産省経営局構造改善課	農業
1006	住宅に付随する小規模な土地に係る農地法上の解釈の明確化	通達（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項関係）	住宅に附随する小規模な土地が、自家消費や隣近所への配布程度の作物栽培を行うような家庭菜園として利用されるなど、その性格・機能等からみて、社会通念上権利移動等の規制の対象とすべきものと認められないものについては、農地法上の農地ではない旨の解釈を通知により明確化する。	平成15年度中	農林水産省	第3次提案	瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務は、現在水産庁が本庁において行っているが、当該事務を各漁業調整事務所が行うこととする。（Ⅲ 農水イ③）	平成16年度中	農林水産省水産庁管理課	農業
1007	外国漁船の寄港の許可事務を国の地方事務所が実施することの可能化	農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）、農林水産省行政文書決裁規則の運用について（平成13年1月6日12 文第200号）（外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）第	瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務は、現在水産庁が本庁において行っているが、当該事務を各漁業調整事務所が行うこととする。	平成16年度中	農林水産省	第3次提案	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示基準を緩和する。（Ⅲ 農水ア④）	平成16年度	農林水産省	農業
1008	発酵促進のために尿素等を使用した旨を表示した家畜ふん堆肥の生産・販売の容認	肥料取締法第22条の2特殊肥料の品質表示基準	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示基準を緩和する。	平成16年度	農林水産省	第4次提案	研究開発段階でのアルコール製造に係る手続については、現状でも申請書を一枚提出するだけで足りるが、更に簡素化を図るため、電子申請を認める。なお、現在国会で審議中の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」が採決・制定された後、同法に係る施行規則を制定し、できるだけ早期に実施する。（Ⅲ ITエ44）	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省アルコール課	農業
1101	研究開発段階でのアルコール製造等に係る手続の簡素化	アルコール事業法施行規則第3条	現状でも申請書を一枚提出するだけで足りるが、さらに簡便化を図るため、電子申請を認める。	平成15年度中	経済産業省	第1次提案	平成14年度中に実態把握を行い、土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合は、実情に応じた対応ができるよう工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに実施する。（Ⅲ 環境キ④a）	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省地域経済産業政策課	都市
1102	土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合の、工場立地法上の基準の緩和	工場立地に関する準則（平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第	土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合は、実情に応じた対応ができるよう工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省	第1次提案	平成14年度中に実態把握を行い、緑地の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。（Ⅲ 環境キ④c）	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省地域経済産業政策課	産業
1103	地域準則に対する基準の緩和	緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第	地域の実情に応じた設定が可能となるよう、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（地域準則）について全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省	第1次提案	平成14年度中に実態把握を行い、環境施設の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。（Ⅲ 環境キ④d）	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省地域経済産業政策課	産業
1104	工場敷地内の工場立地法上の緑地定義の拡大（屋上緑化、壁面緑	工場立地法施行規則第3条	緑地の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時	経済産業省	第1次提案				
1105	工場敷地内の工場立地法上の環境施設定義の拡大（駐車場、工場見	工場立地法施行規則第4条	環境施設の定義を全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時	経済産業省	第1次提案				

1106	生産施設面積率の緩和	工場立地に関する準則第1条(平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示)	敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省	第1次提案	平成14年度中に実態把握を行い、敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。(Ⅲ環境キ④e)	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省地域経済産業政策課	産業
1107	緑地面積率の緩和	工場立地に関する準則第2条(平成10年1月12日号外大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示)	敷地面積に対する緑地面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省	第1次提案	平成14年度中に実態把握を行い、敷地面積に対する緑地面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。(Ⅲ環境キ④f)	平成15年度のできるだけ早い時期	経済産業省地域経済産業政策課	産業
1108	ベンチャーキャピタル関連制度(中小企業等投資事業有限責任組合制度)の投資対象の拡大	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項	中小企業等投資事業有限責任組合における投資対象について、現行の株式会社のみならず、有限会社、個人事業者等にも拡大する。	遅くとも、次期通常国会までに法案提出	経済産業省	第1次提案	有限責任組合の出資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大するとともに、有限責任組合の投資事業の範囲について、従来の株式投資に加え、中小企業が営む事業から生ずる収益の分配を受けるための投資にも拡大	第155回臨時国会に改正法案提出、成立	経済産業省中小企業庁財務課	産業
1109	企業組合の組合員の要件の緩和	中小企業等協同組合法第8条第6項、第9条の1第1項及び第2項	企業組合制度について、組合員資格(個人限定)、組合員事業従事割合、従業員の組合割合を緩和する。	遅くとも、次期通常国会までに法案提出	経済産業省	第1次提案	企業組合制度について、組合員として企業や有限責任組合の参加を認めるとともに、企業組合の行う事業に従事しなければならぬ組合員の比率(従事比率)については現行の2/3から1/2に、企業組合の行う事業に従事する者のうち組合員の比率(組合員比率)について現行の1/2から1/3に、各々要件緩和を行う。(Ⅳ法務イ⑱)	第155回臨時国会に改正法案提出、成立	経済産業省中小企業庁創業連携推進課	産業
1110	一般の需要家に対する電力小売の緩和	電気事業法施行規則第2条の2	地理的に分散した「密接な関係」のない不特定多数の需要家に対して、一般電気事業者以外の者が電力の小売をする場合に、使用最大電力の下限を緩和する。	次期通常国会に法案提出	経済産業省	第1次提案	地理的に分散した「密接な関係」のない不特定多数の需要家に対して、一般電気事業者以外の者が電力の小売をする場合に、使用最大電力の下限を緩和する。具体的内容については、現在専門的な検討を行っているところであり、年内を目途に結論を得る。(Ⅳエネイ⑴)	第156回通常国会に法案提出	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課	産業
1111	既存電力供給事業者への新エネルギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。	平成15年4月1日から施行予定	経済産業省	第1次提案	電気事業者に、一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。その際の利用目標量については、2010年度において全国で122億kwh(事業者の販売電力量比で1.35%)とする。(Ⅳエネイ23)	平成15年4月1日から本施行予定	経済産業省新エネルギー対策課	産業
1112	試験研究機関に対する高圧ガス製造事業届出手続の簡素化	一般高圧ガス保安規則第4条	試験研究機関については、高圧ガスの種類・量等に応じて、製造事業届出の添付書類を簡素化する。	特区法の施行までに実施	経済産業省	第1次提案	試験研究機関については、高圧ガスの種類・量・圧力に応じて、製造事業届出の添付書類(設備の図面)を簡素化する。(Ⅳ危険ウ⑬)	平成14年度中	経済産業省原子力安全・保安院保安課	産業
1113	燃料電池自動車用バルブの適合基準の整備	容器保安規則第17条	海外の規格を考慮し、燃料電池自動車用のバルブの規格を整備する。	平成15年度中	経済産業省	第1次提案	現在、海外(米州、欧州)の規格を調査しており、この調査結果を踏まえ、燃料電池自動車のバルブの規格を整備する。(Ⅳ危険イ⑴)	平成15年度中	経済産業省原子力安全・保安院保安課	産業
1114	海外有力規格(ASME)に基づく高圧ガス設備を設ける場合の安全率の追加	特定設備検査規則第14条	アメリカ機械学会(ASME)規格と整合化を行い、高圧ガス設備を設計する場合の安全率について、現行の4.0に加え、3.5を追加する。	平成14年度中	経済産業省	第1次提案	平成14年度中に省令の改正を行うことにより、アメリカ機械学会(ASME)規格と整合化を行い、高圧ガス設備を設計する場合の安全率について、現行の4.0に加え、3.5を追加する。(Ⅳ危険ウ⑩)	平成14年度中	経済産業省原子力安全・保安院保安課	産業
1115	石油コンビナート等災害防止法上の区分・地区要件等の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条及び第4条	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	平成15年度中	総務省(消防庁)経済産業省	第1次提案	上記414参照	上記414参照	上記414参照	産業
1116	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	総務省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記406参照	上記406参照	上記406参照	都市
1117	輸出入・港湾関連手続の合理化(ワンストップサービス・シングルウィンドウ化)	運用(関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法)	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	法務省財務省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記505参照	上記505参照	上記505参照	産業
1118	環境影響評価と重複している大規模小売店舗立地手続の簡素化	環境影響評価法第11条、第12条大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年6月通商産業省告示第375号)	「環境影響評価法等に基づき大店立地法と同様の審査、手続が事前になされている事業については、大店立地法の審査の簡素化、省略化、迅速化を図るよう」要請する文書を、大店立地法を運用する都道府県に発出する。【大規模小売店舗立地法の運用について(法審査の合理化について)(平成15年1	平成14年度(措置済)	経済産業省	第2次提案	「環境影響評価法等に基づき大店立地法と同様の審査、手続が事前になされている事業については、大店立地法の審査の簡素化、省略化、迅速化を図るよう」要請する文書を、大店立地法を運用する都道府県に発出した。【大規模小売店舗立地法の運用について(法審査の合理化について)(平成15年1月28日事務連絡)】	平成14年度措置済	経済産業省商務流通グループ流通産業課	都市

1119	中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲への融資事業の追加	中小企業等投資事業等有限責任組合契約に関する法律第3条	今国会で成立した産業活力再生特別措置法改正法の特例措置として中小企業等投資事業有限責任組合が行うことのできる事業に、一定の要件を満たす投資先企業に対する補助的事業（組合財産の50%以内）として融資事業を追加する。【産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成15年法律第26号）】	平成15年4月9日施行（措置済）	経済産業省	第2次提案	中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲への融資事業の追加については、産業活力再生特別措置法改正法の特例措置として中小企業等投資事業有限責任組合が行うことのできる事業に、一定の要件を満たす投資先企業に対する補助的事業（組合財産の50%以内）として融資事業を追加することで措置済。更に、再生・事業再編を促進するとともに、中小・中堅企業への資金供給を円滑化するため、上記の産業活力再生特別措置法改正による措置に加え、有限責任組合の投資対象事業者の追加及び投資事業範囲の拡大既販の自動車の安全を前提に、生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として販売、使用できるよう、揮発油（ガソリン）品質の強制規格におけるアルコール混入許容値を明確化した。	事業範囲への融資事業の追加に関しては措置済（平成15年4月9日） その他は第159回通常国会法律提	経済産業省 経済産業政策局産業再生課、産業組織課 中小企業庁財務課	産業
1120	ガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入許容値の明確化	揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条 揮発油等の品質確保等に関する法律施行規則第10条	既販の自動車の安全を前提に、生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として販売、使用できるよう、揮発油（ガソリン）品質の強制規格におけるアルコール混入許容値を明確化する。	平成15年度中	経済産業省	第2次提案	既販の自動車の安全を前提に、生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として販売、使用できるよう、揮発油（ガソリン）品質の強制規格におけるアルコール混入許容値を明確化した。	平成15年8月28日措置済	経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課	産業
1121	工場立地法上の隣接緑地の定義の拡大	工場立地法第4条第1項第3号	実態把握を行い、遮断性のない緑地や飛び地の緑地など、隣接緑地の定義について見直しを行う。	平成15年度中 できるだけ早い時期	経済産業省	第2次提案	遮断性のない緑地など緑地の定義について、見直しを行い、所要の措置を講じた。	平成16年3月措置済	経済産業省 地域経済グループ地域経済産業政策課	産業
1122	火力発電における全面入札制度の廃止	電気事業法第22条第1項、第7項	火力発電における全面入札制度の廃止について、総合資源エネルギー調査会の検討結果を踏まえ、措置する。	平成15年度中	経済産業省	第2次提案	火力発電における全面入札制度について、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」に基づき検討した結果、卸電力取引市場の整備による必要性の低下等にかんがみて廃止した。なお、それに伴う諸手続の整備を電気事業法施行規則の改正により行った（平成15年12月8日施行）。	平成15年12月措置済	経済産業省 資源エネルギー庁電力基盤整備課	産業
1123	電気工作物の保安管理の実施主体の拡大	電気事業法施行規則第52条第2項	保安の確保を前提に、電気主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とする。	平成15年度中	経済産業省	第2次提案	保安の確保を前提に、電気主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とした（電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成15年7月1日、経済産業省第80号））。	平成16年1月1日措置済	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	産業
1124	国際特許出願に係る書面の記載事項の一部不要化	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律	出願時に締約国を明示することなく自動的に全締約国に出願したとみなす制度を導入し、国際出願手続を簡素化する。【特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）】	平成16年1月1日施行	経済産業省	第2次提案	第156回通常国会において成立した「特許法等の一部を改正する法律」において国際出願法を改正し、出願時に締約国を明示することなく自動的に全締約国に出願したとみなす制度を導入することにより、国際出願手続を簡素化した。	平成16年1月1日措置済	経済産業省 特許庁総務部総務課	産業
1125	工場が分社化した場合の保安管理に関する特例	コンビナート等保安規則別表5、6、7、8	石油コンビナート特定事業所が分社化した場合であっても個々の会社毎に保安管理部門を置くのではなく、従来その工場を一体的に保安管理してきた部門によって引き続き工場全体の安全管理を行えるよう高圧ガスの認定保安検査について、届出が必要な変更内容を省令に明示的に記載することにより、明確化する。	平成15年度中	経済産業省	第2次提案	石油コンビナート特定製造事業所が分社化した場合であっても個々の会社毎に保安管理部門を置くのではなく、従来その工場を一体的に保安管理してきた部門によって引き続き工場全体の安全管理を行えるようにする。	平成16年3月措置済	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	産業
1126	高圧ガスの認定保安検査実施者に関する届出が必要な内容の明確化	コンビナート等保安規則第46条	高圧ガスの認定保安検査について、届出が必要な変更内容を省令に明示的に記載することにより、明確化する。	平成15年度中	経済産業省	第2次提案	高圧ガスの認定保安検査について、届出が必要な変更内容を通達に明示的に記載することにより明確化する。	平成16年3月措置済	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	産業
1127	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6の2号	映画等の製作に係る資金調達を円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。	平成15年度中	金融庁経済産業省	第4次提案	映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。	平成16年3月措置済	金融庁経済産業省	産業
1128	水素利用技術にかかる研究施設の変更に伴う手続の簡素化	冷凍保安規則第17条第1項、第69条 液化石油ガス保安規則第16条第1項、第97条 一般高圧ガス保安規則第15条第1項、第99条 コンビナート保安規則第14条第1項	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。	平成16年度中	経済産業省	第4次提案	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。（Ⅲ危険ア⑭）	平成16年度中	経済産業省	産業
1129	高圧ガス製造のための施設等の変更に伴う手続の簡素化	冷凍保安規則第17条第1項、第69条 液化石油ガス保安規則第16条第1項、第97条 一般高圧ガス保安規則第15条第1項、第99条 コンビナート保安規則第14条第1項	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。	平成16年度中	経済産業省	第4次提案	現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるよう、試験研究の実態を踏まえて、一定の条件（例えば防護壁の設置、遠隔操作等が考えられる。）を設けた上で手続について検討し簡素化する。（Ⅲ危険イ④）	平成16年度中	経済産業省	産業
1201	水先料金の見直し	水先法施行規則第23条	各強制水先区において、料金のベースとなるきょう導距離等について港湾整備の進捗状況等を踏まえた再検証を行い、料金を見直す。	平成15年度中	国土交通省	第1次提案	各強制水先区において、料金のベースとなるきょう導距離等について港湾整備の進捗状況等を踏まえた再検証を行い、料金を見直す。（第一次分として検討が整った事項を平成15年1月に実施予定）（Ⅳ運輸オ23）	平成15年度中 （第一次分は平成15年1月予	国土交通省 海事局海技資格課	産業
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化	道路運送法第4条	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用	平成14年度中	国土交通省	第1次提案	グリーンツーリズム推進のため、農家民宿がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない限りにおいて可能であることを明確にした通達の発出について、速やかに検討の上平成15年3月を目途に実施する予定である。（Ⅳ運輸オ24）	平成14年度中	国土交通省 自動車交通局旅客課	農業

1203	特殊車両許可手続きの簡素化	海上コンテナ用セミトレーラ連結車の取扱いについて（昭和60年4月9日建設省道路局道路交通管理課長通達）	車両の高さ制限を緩和するための指定道路の指定など特車制度に係る手続きについて、電子申請手続きの導入と併せて申請書類の電子化、提出書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について検討する。	平成15年度中	国土交通省	第1次提案	車両の高さ制限を緩和するための指定道路の指定など特車制度に係る手続きの簡素化に関し、平成15年度末に電子申請手続きを導入することとしてシステムの構築を行っており、これに併せて、申請書類の提出部数を1部に削減するほか、申請書類の電子化、提出書類の削減等を実施すべく検討を進めているところであり、平成15年度中に結論を得ることとして従来、都市公園法及び同法施行令により限定列挙されていた、都市公園内の建築面積の上乗せが可能な施設その他の公園施設及び占有物件を、公園のオープンスペース機能を保持しつつ条例により追加できることとするについて審議を行っており、その結果を踏まえて措置を講じる。（IV住宅	平成15年度中	国土交通省道路局道路交通管理課	産業
1204	都市公園内の公園施設、占有物件の範囲の拡大	都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第4条都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条	従来限定列挙されていた、都市公園内の建築面積の上乗せが可能な施設その他の公園施設及び占有物件について、公園のオープンスペース機能の保持に留意の上、条例により追加できるようにする。	平成15年度中	国土交通省	第1次提案	空きオフィスの住宅への転用時に適用される住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法について合理化する。	平成15年度中	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課	都市
1205	空きオフィスの住宅への転用時などにおける採光に関する規定の合	建築基準法施行令第20条	空きオフィスの住宅への転用時に適用される住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法について合理化する。	平成14年度中	国土交通省	第1次提案	空きオフィスの住宅への転用時等に適用される住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法を合理化するため、建築基準法令に基づく告示の整備を行う。（IV畜舎等に係る防火壁の設置義務の適用除外要件である周辺建物等からの距離（20m超）について、一定の安全措置を講じたものについて6mまで緩和するため、建築基準法令に基づく告示の整備を行う。（IV住宅ア33）	平成14年度中	国土交通省住宅局建築指導課	都市
1206	畜舎等における防火規定の適用除外要件の拡大	平成6年建設省告示第1716号	畜舎等に係る防火壁の設置義務の適用除外要件である周辺建物等からの距離（20m超）について、一定の安全措置を講じたものについて6mまで緩和する。	平成14年度中	国土交通省	第1次提案	グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。（IV運輸オ25）	平成14年度中	国土交通省住宅局建築指導課	農業
1207	農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化	旅行業法第3条	グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。	平成14年度中	国土交通省	第1次提案	グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。（IV運輸オ25）	できるだけ早く平成14年度中に実施	国土交通省総合政策局観光部旅行振興課	農業
1208	総合保養地域整備法に基づく基本構想見直しに係る手続きの簡素化	総合保養地域整備法第6条	各道府県における総合保養地域整備法の基本構想の見直しに際して、変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し、対応していくこととする。	平成14年度中	総務省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記406参照	上記406参照	上記406参照	都市
1209	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	法務省財務省厚生労働省農林水産省経済産業省国土交通省	第1次提案	上記505参照	上記505参照	上記505参照	産業
1210	市街化調整区域における開発許可の弾力的運用	都市計画法第34条	開発許可権限の事務処理市町村への円滑な移行について、市町村の規模等の制限を設けない事例等の情報提供と併せて、都道府県に要請する。また、市街化調整区域での開発許可の先行事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知する。	平成15年度中	国土交通省	第2次提案	①地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理市町村制度を活用した開発許可権限の市町村への円滑な移譲については、「開発許可権限の移譲について（平成15年3月14日国総民第47号）」及び平成15年度全国都市計画主管課長会議において都道府県に検討を要請した。②また、市街化調整区域での開発許可の先行事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の実情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知した。	①平成15年3、4月措置済②平成15年度措置済	国土交通省都市・地域整備局都市計画課	都市
1211	工業団地造成事業により造成した造成工場敷地の譲受人の範囲等の明確化	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び	工業団地造成事業の造成工場敷地は、製造工場事業者以外の者が製造工場の附随的業務を行う場合にも譲渡可能であること、及び譲渡処分までの暫定利用として製造工場事業者に限らず賃貸を行うことが可能であることを周知する。	平成15年度中	国土交通省	第2次提案	河川流水の占有許可手続の円滑化に資するよう、申請者等の参考となるような事例を収集し、これを周知した。	平成16年3月措置済	国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課	都市
1212	河川流水の占有許可の範囲の明確化	河川法第23条	河川流水の占有許可手続の円滑化に資するよう、申請者等の参考となるような事例を収集し、これを周知する。	平成15年度中	国土交通省	第2次提案	河川区域内に設置する工作物について、設置の許可を認めた事例を体系的に整理した事例集を作成するとともに、広くこれを周知する。	平成16年3月措置済	国土交通省河川局水政課水利調整室	都市
1213	河川区域内における工作物設置に係る許可の可能な範囲の明確化	河川法第26条及び工作物設置基準について（平成6年9月22日建設省河治発第72号）	河川区域内に設置する工作物について、設置の許可を認めた事例を体系的に整理した事例集を作成するとともに、広くこれを周知する。	平成15年度中	国土交通省	第2次提案	河川区域内に設置する工作物について、設置の許可を認めた事例を体系的に整理した事例集を作成するとともに、広くこれを周知した。	平成16年3月措置済	国土交通省河川局治水課	都市
1214	イベント等における道路占有の許可の可能な範囲の明確化	道路法第32条第1項	民意の創意工夫を活かした道路空間の有効活用により、地域の活性化を図るため、イベントの実施に伴う道路占有の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進めるとともに、当該積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。	平成15年度中	国土交通省	第2次提案	車高と走行安定性との関係や大型車両の走行時のバウンドに関する調査、大型車両の通行に関して民間事業者等が実施すべき法令遵守・安全担保の措置に関する検討等の結果を踏まえ、積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施した。	平成16年3月措置済	国土交通省道路局路政課	都市
1215	車高規制の見直し	道路法第47条、車両制限令第3条	積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。	平成15年度中	国土交通省	第2次提案	車高と走行安定性との関係や大型車両の走行時のバウンドに関する調査、大型車両の通行に関して民間事業者等が実施すべき法令遵守・安全担保の措置に関する検討等の結果を踏まえ、積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等）の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施した。	平成16年3月措置済	国土交通省道路局道路交通管理課	産業

1216	公営住宅におけるDV(ドメスティック・バイオレンス) 被害者への対応の明確化	公営住宅法第23条、第25条第1項、補助金適正化法第22条	DV 被害者の公営住宅の入居に係る優先的取扱いについて事業者主体に周知するとともに、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、DV 被害者の緊急避難場所として一時的に公営住宅を目的外使用することも可能である旨も併せて周知する。	平成15年度 のできるだけ早い時期	国土交通省	第2次提案	事業者主体におけるDV被害者の実態や意向について調査を行い、それを踏まえた上で、DV被害者の公営住宅の入居に係る優先的取扱いについて事業者主体に周知するとともに、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることも可能である旨	平成16年3月措置済	国土交通省住宅局総務課	福祉
1217	スギ材を構造材として使用した木造建築物における構造計算規定の適用	建築基準法施行令第46条第2項	建築基準法施行令第46条第2項に適合するものとして、壁量計算によらない木造建築物の構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用可能な木材の種類に、所要の安全性が確保できる品質を有することが確かめられたスギ材を追加する。	平成15年度 中	国土交通省	第2次提案	壁量計算によらない木造建築物の構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用可能な木材の種類に、現在研究機関にて行っている検証により所要の安全性が確保できる品質を有することが確かめられたスギ材を追加した。	平成16年3月措置済	国土交通省住宅局建築指導課	都市
1218	均一制運賃を採用した乗合バス事業者に係る回数旅客運賃設定手続の容易化	道路運送法第9条	片道普通旅客運賃について上限の認可を受けて均一制の運賃を実施している一般乗合旅客自動車運送事業者が、新たに普通回数旅客運賃(当該均一制の運賃によるものであって、当該回数を片道普通旅客運賃により利用した場合の合計額を超えないものに限る。)を設定しようとする場合にあっては、当該片道普通旅客運賃の上限の認可をもって普通回数旅客運賃の上限の認可を受けているものとみなし、届出により可能とする。【一般乗合旅客自動車運送事業における運賃設定手続の特例について(平成15年	平成15年3月28日(措置済)	国土交通省	第2次提案	片道普通旅客運賃について上限の認可を受けて均一制の運賃を実施している一般乗合旅客自動車運送事業者が、新たに普通回数旅客運賃(当該均一制の運賃によるものであって、当該回数を片道普通旅客運賃により利用した場合の合計額を超えないものに限る。)を設定しようとする場合にあっては、当該片道普通旅客運賃の上限の認可をもって普通回数旅客運賃の上限の認可を受けているものとみなし、届出により可能とした。「一般乗合旅客自動車運送事業における運賃設定手続の特例について」(平成15年3月28日国自旅第247号)	平成15年3月措置済	国土交通省自動車交通局旅客課	都市
1219	自動車の回送運行許可証の有効期間の延長	道路運送車両法第36条の2第5項道路運送車両法関係手数料令自動車損害賠償保障法施行規	6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるよう道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。	平成15年度 中に法案を国会に提出	国土交通省	第2次提案	6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるよう道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。(Ⅲ運輸ア⑨)	第159回通常国会に法案を提出済	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課	産業
1220	電気自動車等低公害車の開発のための走行実験車両の臨時運行許可基準の緩和	道路運送車両法第35条第3項	開発された電気自動車等低公害車の登録を前提に試験データを収集するための臨時運行について、走行実験計画書等の提出により当該走行実験が5日をこえることが見込まれる場合にあっては5日をこえて許可しても差し支えない旨を当該許可事務を行っている	平成15年度 中	国土交通省	第2次提案	開発された電気自動車等低公害車の登録を前提に試験データを収集するための臨時運行について、走行実験計画書等の提出により当該走行実験が5日をこえることが見込まれる場合にあっては5日をこえて許可しても差し支えない旨を当該許可事務を行っている市町村等に周知した。	平成16年1月措置済	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課	産業
1221	電気自動車等低公害車の開発のための新規登録の円滑化	道路運送車両法第59条、道路運送車両の保安基準	自動車関係業務に携わっていない大学研究者等の申請手続に不慣れな者からの申請には、申請前の事前相談に積極的に応じるなど、新規登録の審査がスムーズに行われるよう全国の運輸支局等に周知する。【電気自動車等低公害車の新規検査の事前審査の迅速化について(平成15年4月16日国自技第19	平成15年4月16日(措置済)	国土交通省	第2次提案	自動車関係業務に携わっていない大学研究者等の申請手続に不慣れな者からの申請には、申請前の事前相談に積極的に応じるなど、新規登録の審査がスムーズに行われるよう全国の運輸支局等に周知した。「電気自動車等低公害車の新規検査の事前審査の迅速化について」(平成15年4月16日国自技第19号の2)	平成15年4月措置済	国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課	産業
1222	旅客不定期航路事業の許可申請に当たっての運用の明確化	海上運送法第21条	旅客不定期航路事業の許可申請に際し、新たな船着場への着岸、及び新たな観覧船航行ルート増設について、事前に予想される船着場及び航行ルートを盛り込んで運輸局へ申請することが可能であることを地方運輸局等に周知する。【地方運輸局等旅客船担当	平成15年3月10日(措置済)	国土交通省	第2次提案	旅客不定期航路事業の許可申請に際し、新たな船着場への着岸、及び新たな観覧船航行ルート増設について、事前に予想される船着場及び航行ルートを盛り込んで運輸局へ申請することが可能であることを平成15年3月10日の地方運輸局等旅客船担当課長会議の場で周知した。	平成15年3月措置済	国土交通省海事局国内旅客課	産業
1223	観光船への外国人(運航要員を除く)の乗組みの可能な範囲の明確化	客船における外国人船員の受入れについて(平成2年9月21日海労第327号)	出入国管理及び難民認定法に基づく「人文知識・国際業務」の在留資格が与えられた者については、客船においても就業することが現行制度上可能であるが、「留学」等の在留資格者であって資格外活動許可を受けたものについても、許可の範囲内で客船においてアルバイト活動を行うことができる旨、運用	平成15年度 中	国土交通省	第2次提案	出入国管理及び難民認定法に基づく「人文知識・国際業務」の在留資格が与えられた者については、客船においても就業することが現行制度上可能であるが、「留学」等の在留資格者であって資格外活動許可を受けたものについても、許可の範囲内で客船においてアルバイト活動を行うことができるよう措置した。	平成16年2月措置済	国土交通省海事局船員政策課	産業
1225	測量法第41条の審査を受けた測量成果の地籍測量への利用手続の簡素化	地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第38条	公共測量の成果である基準点について、測量法第41条第2項に基づき国土地理院の長が審査し、当該成果が十分な精度を有するものと認める場合には、当該基準点を基礎として地籍測量が実施できるよう検	平成16年度 中	国土交通省	第3次提案	公共測量の成果である基準点について、測量法第41条第2項に基づき国土地理院の長が審査し、当該成果が十分な精度を有するものと認める場合には、当該基準点を基礎として地籍測量が実施できるよう検討し措置する。(Ⅲ住宅ア⑩)	平成16年度 中	国土交通省土地・水資源局国土調査課	都市
1226	三大都市圏における都市計画決定の際の市町村の意向反映の徹底	都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条	三大都市圏における都道府県の用途地域の都市計画の決定等に当たり、市町村からの案の申出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ、適切に都市計画の決定等を行うことが望ましい、という趣旨を明確化する。	平成15年度 中	国土交通省	第3次提案	三大都市圏における都道府県の用途地域の都市計画の決定等、都市計画法第15条及び都市計画法施行令第9条に基づき、三大都市圏において都道府県が決定及び変更するとされている都市計画については、市町村からの案の申出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ、適切に都市計画の決定及び変更を行うことが望ましい、	平成16年3月措置済	国土交通省都市・地域整備局都市計画課	都市
1227	交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする際の、運送主体が車両の使用権原を有することとする要件の弾力化	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項、構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日国	輸送に携わるボランティアが使用する車両を自らのボランティア輸送活動に短期間提供する場合において、運送主体と当該使用に係る契約を締結し、明示する等運送主体も賠償責任を負うことの明確化が図られる場合には、道路運送法第80条第1項の許可を行うこととする。	平成15年度 中	国土交通省	第3次提案	輸送に携わるボランティアが使用する車両を自らのボランティア輸送活動に短期間提供する場合において、運送主体と当該使用に係る契約を締結し、明示する等運送主体も賠償責任を負うことの明確化が図られる場合には、道路運送法第80条第1項の許可を行うこととする。「交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする際の運送主体が車両の使用権原を有することとする要件の弾力化について」(平成15年10月23日事務連絡))	平成16年3月措置済(平成15年10月に一部先行措置済)	国土交通省自動車交通局旅客課	都市



1228	特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条2号、第43条	特定旅客自動車運送事業の許可において、複数の企業と単一の運送契約を結ぶ場合等、輸送形態により旅客の特定性を失うことなく運行することができる場合の取扱いについて、具体的事例を踏まえて検討した上で、通知等により明確化する。	平成15年度中	国土交通省	第3次提案	特定旅客自動車運送事業の許可において、複数の企業と単一の運送契約を結ぶ場合等、輸送形態により旅客の特定性を失うことなく運行することができる場合の取扱いについて、具体的事例を踏まえて検討した上で、通知等により明確化する。	平成16年3月措置済	国土交通省自動車交通局旅客課	都市
1229	交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする際の運送主体の対象範囲の拡大	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項、構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて（平成15年3月18日国自旅第	交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする特例措置の運送主体について、当該措置の全国実施に際して、商工会を追加する。	平成15年度中	国土交通省	第3次提案	交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする特例措置の運送主体について、当該措置の全国実施に際して、商工会を追加する。	平成16年3月措置済	国土交通省自動車交通局旅客課	都市
1230	タクシー事業者が存在しないような交通機関未発達の島しょ部におけるタクシー事業の許可等の基準の運用の見直し	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条	タクシー事業者が存在しないような交通機関が未発達の島しょ部における最低車両数、運行管理者の配置等タクシー事業の許可等の基準について、必要な交通手段を確保し、利用者利便の向上を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、その運用	平成15年度中	国土交通省	第3次提案	タクシー事業者が存在しないような交通機関が未発達の島しょ部における最低車両数、運行管理者の配置等タクシー事業の許可等の基準について、必要な交通手段を確保し、利用者利便の向上を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、その運用を見直す。	平成16年3月措置済	国土交通省自動車交通局旅客課	都市
1231	コミュニティバスの許可等の基準の運用の見直し	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条	いわゆるコミュニティバスについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用	平成16年度中	国土交通省	第3次提案	いわゆるコミュニティバスについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。（Ⅲ運輸ア	平成16年度中	国土交通省自動車交通局旅客課	都市
1232	乗合バス事業に係るフリー乗降許可要件の明確化	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条、第15条	乗合バスにおけるフリー乗降区間の設定については、利用者利便の向上、輸送の安全確保、自動車交通の円滑化等の観点から、その基準、手続等について、具体的事例を踏まえて検討した上で、通知等に	平成15年度中	国土交通省	第3次提案	乗合バスにおけるフリー乗降区間の設定については、利用者利便の向上、輸送の安全確保、自動車交通の円滑化等の観点から、その基準、手続等について、具体的事例を踏まえて検討した上で、通知等により明確化する。	平成16年3月措置済	国土交通省自動車交通局旅客課	都市
1233	20フィートドライ海上コンテナのフル積載化	海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて（平成10年3月31日道交発第39号・道企発第22号）基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日自技第193号）	現在、20フィートドライ海上コンテナについては、積載量24トンまで特殊車両通行許可の対象とされているものを、最大積載量が30.48トンの海上コンテナであって、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両算定式による照査に適合する場合には、積載量を車両限度値の範囲で最大30.48トンまで許可対象を拡大する。	平成15年10月	国土交通省	第3次提案	現在、20フィートドライ海上コンテナについては、積載量24トンまで特殊車両通行許可の対象とされているものを、最大積載量が30.48トンの海上コンテナであって、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両算定式による照査に適合する場合には、積載量を車両限度値の範囲で最大30.48トンまで許可対象を拡大した。また、従来、最大総重量24トンの20フィートドライ海上コンテナを輸送するセミトレーラまでを基準緩和の対象としていたが、これを30.48トンに引き上げた。「基準緩和自動車の認定要領の一部改正について（平成15年9月16日国自技第94号）」「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱い等について」（平成15年9	平成15年10月措置済	国土交通省道路局道路交通管理課、自動車交通局技術安全部技術企画課	産業
1234	港湾緑地における便益的施設の設置主体の特例	港湾環境整備施設の管理運営について（平成5年8月25日港管第1469号）	国庫補助事業に係る港湾緑地においては、民間事業者によるレストランや売店などの便益的施設の設置が認められていないが、一定の条件の下に民間事業者にも施設設置を認める。	平成16年4月	国土交通省	第3次提案	国庫補助事業に係る港湾緑地においては、民間事業者によるレストランや売店などの便益的施設の設置が認められていないが、一定の条件の下に民間事業者にも施設設置を認めるようにするため、現行通達を廃止する通達を发出した。	平成15年12月24日措置済	国土交通省港湾局管理課	都市
1235	地域地区に関する都市計画の決定、変更に係る要請制度の創設	都市計画法第15条都市計画法施行令第9条	都市再生特別措置法において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設ける。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	都市再生特別措置法において、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施する必要がある場合、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務付けに関する規定を設ける。（Ⅲ住宅工⑥）	平成16年度中	国土交通省	都市
1236	屋外広告物条例を制定できる自治体の範囲の	屋外広告物法第13条	景観行政を行う市町村が屋外広告物条例を制定できるよう措置する。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	景観行政を行う市町村が屋外広告物条例を制定できるよう措置する。（Ⅲ住宅工⑦）	平成16年度中	国土交通省	都市
1237	道路上の自転車駐車場設置の容認	道路法施行令第34条の3	道路上の自転車駐車場を道路の附属物として位置付ける。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	道路上の自転車駐車場を道路の附属物として位置付ける。（Ⅲ住宅工⑧）	平成16年度中	国土交通省	都市
1238	乗合タクシーの許可等の基準の運用の見直し	一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて（平成13年9月27日付国自旅第87号）	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。（Ⅲ運輸ア23）	平成16年度中	国土交通省	都市
1239	レンタカーに係る有償貸渡許可の事業者ごとの申請の容認	道路運送法施行規則第52条貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成7年6月13	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。（Ⅲ運輸ア24）	平成16年度中	国土交通省	産業
1240	強制水先の必要な船舶（外国籍船）の範囲の見直し	水先法第13条水先法施行令第3条	強制水先の必要な船舶（外国籍船）の範囲の見直しについて、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」を踏まえて、検討し実施する。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	強制水先の必要な船舶（外国籍船）の範囲の見直しについて、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」を踏まえて、検討し実施する。（Ⅲ運輸イ④）	平成16年度中	国土交通省	産業

1241	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可申請期間の短縮	航空法施行規則第230条の2	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。(Ⅲ運輸ウ)	平成16年度中	国土交通省	産業
1242	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る許可申請期間の短縮	航空法施行規則第234条の2	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	平成16年度中	国土交通省	第4次提案	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。(Ⅲ運輸ウ⑤)	平成16年度中	国土交通省	産業
1301	有害物質を取扱う施設の所有権移転に伴う浄化措置の猶予	土壌汚染対策法第7条第1項	当該施設の所有権が移転され、引き続き土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予する。	平成14年度中	環境省	第1次提案	当該施設の所有権が移転され、引き続き、土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予する。その旨を定めた省令を、平成15年2月の土壌汚染対策法の施行に伴って施行する。(Ⅲ環境ア①g)	平成14年12月に省令を制定し、平成15年2月に施行	環境省水環境部土壌環境課	産業
1302	産業廃棄物処理施設における同一性状の一般廃棄物処理の実施	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条	同一の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第93号）】	平成15年12月1日施行	環境省	第2次提案	廃棄物処理法の平成15年改正により、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する場合においては、その処理施設を、一般廃棄物処理施設の設置の許可なく、届出により、一般廃棄物処理施設として設置することができることとした。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律	平成15年12月1日措置済	リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課	産業
1303	国定公園の公園計画の随時見直し	国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について(昭和55年1月22日環境庁自然保護局計画課長通知)	国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて都道府県知事の申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化する。	平成15年度のできるだけ早い時期	環境省	第2次提案	国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて、見直し後5年を経過していない場合でも、必要性がある場合には見直しができることを通知において明確化した(「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について(平成15年5月28日環境省自然環境局長通	平成15年5月28日措置済	環境省自然環境局国立公園課	都市
1304	国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置許可の基準の策定	自然公園法第13条第3項、第4項、第14条第3項、第4項自然公園法施行規則第11条	施設一般の設置に関する基準とは別に、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置に関する基準を定める。	平成15年度中	環境省	第2次提案	現在、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する検討会」において議論が行われているところであり、これを踏まえ、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置に関する基準を定める。	平成16年3月措置済	環境省自然環境局国立公園課	産業
1305	国民宿舎の管理運営の民間委託の容認	国民宿舎の設置及び運営について(平成5年2月15日環境事務次官通知)	地方自治法の改正に際し、国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止する。【国民宿舎の設置及び運営について(依命通達)の廃止について(平成15年3月25日環境事務次官通知)】	平成15年3月25日(措置済)	環境省	第2次提案	地方自治法の改正に際し、国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、「国民宿舎の設置及び運営について(依命通達)」の廃止について(平成15年3月25日環境事務次官通知)により、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止した。	平成15年3月25日措置済	環境省自然環境局自然環境整備課	自治
2001	特定非営利活動の範囲の拡大(注)特定非営利活動の範囲拡大を含むNPO法改正法案が議員立法により次期臨時国会に提出されない	特定非営利活動促進法別表(第2条第1項関係)	特定非営利活動の範囲の拡大(議員立法)	平成15年度中	内閣府	第1次提案	第155回臨時国会に提出された改正NPO法(議員立法)の成立により、特定非営利活動の範囲を、現行12分野から17分野に拡大する。(Ⅲ基準2 38)	平成15年5月1日施行	内閣府国民生活局市民活動促進課	都市
1224 (別表1の1213から移)	大学の教室の天井の高さに係る建築基準の見直し	建築基準法施行令第21条第2項	現行で3メートル以上とされている大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上とすることについて検討し、実施する。	平成15年10月1日までに実施	国土交通省	第2次提案	改正前に3メートル以上とされていた大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上に改正した。(平成15年9月25日政令第423号)	平成15年9月措置済	国土交通省住宅局建築指導課	教育
822 (別表1の812から移)	大学院大学の校地・校舎面積基準の撤廃	大学院設置基準等	大学院大学について、定量的な校地面積基準を撤廃する。【学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号)】	平成15年4月1日施行(措置済)	文部科学省	第2次提案				教育